



発行 東京都

目次

14

規則

- 東京都組織規程の一部を改正する規則……………（総務局人事部調査課）…二
- 東京消防庁の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…七

訓令

- 東京都青少年・治安対策本部処務規程の一部改正……………（総務局人事部調査課）…八
- 東京都支庁処務規程の一部改正……………（同）…八
- 東京都公文書館処務規程の一部改正……………（同）…一〇
- 東京都消防訓練所処務規程の一部改正……………（同）…二
- 東京都都税事務所処務規程の一部改正……………（同）…二
- 東京都都税総合事務センター処務規程の一部改正……………（同）…三
- 東京都都税総合事務センター処務規程の一部改正……………（同）…三
- 東京都生活文化局都民生活部旅券課分室設置規程の一部改正……………（同）…三
- 東京ウイメンズプラザ処務規程の一部改正……………（同）…三
- 東京都消費生活総合センター処務規程の一部改正……………（同）…四
- 東京都計量検定所処務規程の一部改正……………（同）…五
- 東京都再開発事務所処務規程の廃止……………（同）…五
- 東京都市街地整備事務所処務規程……………（同）…六
- 東京都多摩ニュータウン整備事務所処務規程の一部改正……………（同）…六
- 東京都区画整理事務所処務規程の廃止……………（同）…一〇
- 東京都多摩建築指導事務所処務規程の一部改正……………（同）…一〇

- 東京都住宅建設事務所処務規程の一部改正……………（同）…三
- 東京都廃棄物埋立管理事務所処務規程の一部改正……………（同）…三
- 東京都多摩環境事務所処務規程の一部改正……………（同）…三
- 東京都西多摩福祉事務所処務規程の一部改正……………（同）…三
- 東京都ナーシングホーム処務規程の一部改正……………（同）…四
- 東京都児童相談所処務規程の一部改正……………（同）…五
- 東京都児童相談センター処務規程の一部改正……………（同）…五
- 東京都児童自立支援施設処務規程の一部改正……………（同）…六
- 東京都女性相談センター処務規程の一部改正……………（同）…六
- 東京都心身障害者福祉センター処務規程の一部改正……………（同）…七
- 東京都障害者福祉会館処務規程の一部改正……………（同）…九
- 東京都保健所処務規程の一部改正……………（同）…九
- 東京都健康安全研究センター処務規程の一部改正……………（同）…一〇
- 東京都市場衛生検査所処務規程の一部改正……………（同）…一三
- 東京都立看護専門学校処務規程の一部改正……………（同）…一三
- 東京都監察医務院処務規程の一部改正……………（同）…一三
- 東京都立療育医療センター処務規程の一部改正……………（同）…一三
- 東京都立多摩療育園処務規程の一部改正……………（同）…一五
- 東京都立重症重度心身障害児者施設処務規程の一部改正……………（同）…一五
- 東京都立総合精神保健福祉センター処務規程の一部改正……………（同）…一五
- 東京都立精神保健福祉センター処務規程の一部改正……………（同）…一七
- 東京都動物愛護相談センター処務規程の一部改正……………（同）…一七
- 東京都食肉衛生検査所処務規程の一部改正……………（同）…一七
- 東京都病院経営本部処務規程の一部改正……………（同）…一八
- 東京都労働相談情報センター処務規程の一部改正……………（同）…一八
- 東京都立職業能力開発センター処務規程の一部改正……………（同）…一八
- 東京都障害者職業能力開発校処務規程の一部改正……………（同）…一八
- 東京都島しょ農林水産総合センター処務規程の一部改正……………（同）…一四

- 東京都農業振興事務所処務規程の一部改正……………(同)…五
- 東京都病害虫防除所処務規程の一部改正……………(同)…四
- 東京都家畜保健衛生所処務規程の一部改正……………(同)…四
- 東京都森林事務所処務規程の一部改正……………(同)…四
- 東京都立皮革技術センター処務規程の一部改正……………(同)…五
- 東京都中央卸売市場処務規程の一部改正……………(同)…五
- 東京都土木技術支援・人材育成センター処務規程の一部改正……………(同)…五
- 東京都建設事務所処務規程の一部改正……………(同)…五
- 東京都江東治水事務所処務規程の一部改正……………(同)…五
- 東京都公園緑地事務所処務規程の一部改正……………(同)…五
- 東京都東港管理事務所処務規程の一部改正……………(同)…五
- 東京都東京港建設事務所処務規程の一部改正……………(同)…五
- 東京都調布飛行場管理事務所処務規程の一部改正……………(同)…五

規則

東京都組織規程の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二十六号

東京都組織規程の一部を改正する規則

東京都組織規程(昭和二十七年東京都規則第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表政策企画局の部外務部の項を次のように改める。

- 外務部
- 管理課
- 企画課
- 事業課

第八条第一項の表総務局の部総務部の項中「総務課」を「総務課」に改め、同部情報システム部の項を次のように改める。

情報通信企画部

企画課

第八条第一項の表総務局の部首都大学支援部の項を削り、同表財務局の部主計部の項中「予算第二課」を「予算第二課」に改め、同表オリンピック・パラリンピック準備局の部総合調整部の項中「企画課」を「計画課」に改め、同部大会準備部の項中「開催計画課」を「開催計画課」に改め、同部スポーツ推進部の項中「事業推進課」を「事業推進課」に改め、同表都市整備局の部市街地整備部の項中「企画課」を「企画課」に改め、同表都市整備局の部市街地整備部の項中「企画課」を「企画課」に改め、同表産業労働局の部観光部の項中「振興課」を「振興課」に改める。

第十九条の表外務部の部を次のように改める。

外務部

管理課

企画課

- 一 外国語文書の作成及び翻訳に関すること。
- 二 部内他の課に属しないこと。

一 都市外交に係る企画、連絡調整、情報提供、調査等に関する事業課

一 姉妹友好都市その他外国都市との交流及び協力の推進に関する事

二 国際的儀礼及び外国要人に対する接遇に関する事

三 外国諸機関との連絡交渉に関する事(他の局に属するものを除く。)

四 共同事業の調整に関する事

第二十条の表総務部の部総務課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十四号までを二号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

企画計理課

一 局事務事業の総合的な企画及び調整に関する事

二 局事務事業の進行管理に関する事

三 局の予算、決算及び会計に関する事

四 公立大学法人首都大学東京に関する事

五 科学技術の振興に関する事

六 試験研究機関における研究業務の調査に関する事

第二十条の表首都大学支援部の項を削る。

第二十一条の表主計部の部予算第一課の項第一号中「、都市整備局、産業労働局、建設局、港湾局」、「、中央卸売市場」及び「、労働委員会事務局」を削り、同部予算第二課の項の次に次のように加える。

予算第三課

一 都市整備局、産業労働局、建設局、港湾局、中央卸売市場及び労働委員会事務局の予算の調製、配当及び執行監督に関する事

第二十三条の表私学部の部私学行政課の項第二号中「各種学校を含む」を「学校教育法に定める学校に限る」に改める。

第二十三条の二の表総合調整部の部企画課の項中「企画課」を「計画課」に改め、同表大会準備部の部管理課の項第二号中「及び連絡調整」を削り、同項第四号中「の設立及び同委員会」を削り、同部開催計画課の項第一号中「開催計画」の下に「及び準備」

を加え、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 競技大会に係るセキュリティ対策に関する事

第二十三条の二の表大会準備部の部開催計画課の項の次に次のように加える。

パラリンピック準備課

一 第十六回パラリンピック競技大会の開催に係る企画及び調整に関する事

二 第十六回パラリンピック競技大会に係る競技力向上施策に関する事

第二十三条の二の表大会準備部の部施設輸送計画課の項第三号中「整備」の下に「並びに後利用」を加え、同表スポーツ推進部の部調整課の項第一号中「(障害者に係るスポーツを含む。)」を削り、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 国際競技大会の開催準備に関する事

第二十三条の二の表スポーツ推進部の部事業推進課の項第二号、第三号及び第四号中「こと」の下に「(他の課に属するものを除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

障害者スポーツ課

一 障害者のスポーツ等の施策に係る企画、調整及び推進に関する事

二 障害者のスポーツ等の総合的な指導に関する事

三 障害者のスポーツ等に係る団体の育成に関する事

四 障害者スポーツの競技力向上に係る施策に関する事(他の部に属するものを除く。)

第二十四条の表住宅政策推進部の部不動産課の項第二号中「宅地建物取引主任者」を「宅地建物取引士」に改め、同表市街地整備部の部企画課の項第十号中「局」の下に「及び課」を加え、同部民間開発課の項を削り、同部防災都市づくり課の項に次の一号を加える。

十一 東京都震災対策条例第十三条の規定により定められた防災都市づくり推進計画で指定された整備地域における都市計画道路の整備に関する事(他の局及び課に属するものを除く。)

第二十四条の表市街地整備部の部管理課の項第十三号中「区画整理事務所、再開発事

務所」を「市街地整備事務所」に改め、同部区画整理課の項に次の七号を加える。

九 都、都知事及び区市町村施行以外の土地区画整理事業の都市計画、指導及び監督に関すること。

十 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づく住宅街区整備事業及び特定土地区画整理事業に関すること。

十一 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関すること。

十二 租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関すること。

十三 宅地造成等規制法の施行に関すること。

十四 宅地造成工事規制区域内における独立行政法人住宅金融支援機構法等に基づく宅地防災工事の審査に関すること。

十五 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の制限に関すること。

第二十四条の表市街地整備部の部再開発課の項中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 都及び区市町村施行以外の市街地再開発事業の都市計画、指導及び監督に関すること。

第二十五条の表総務部の部環境政策課の項に次の四号を加える。

十 東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価の実施に関すること。

十一 東京都環境影響評価審議会に関すること。

十二 環境影響評価に係る技術的事項に関すること。

十三 第三十二回オリンピック競技大会及び第十六回パラリンピック競技大会に係る環境影響評価の実施に関すること。

第二十五条の表都市地球環境部の部中「都市地球環境部」を「地球環境エネルギー」に改め、同部計画課の項中第四号を第五号とし、同項第三号中「中小規模事業所からの温室効果ガス排出量の削減」を「エネルギー供給事業における環境への負荷の低減」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 スマートエネルギー都市の実現及び省エネルギーの推進に係る総合的な企画、

調査及び調整に関すること。

第二十五条の表都市地球環境部の部総量削減課の項に次のように加える。

地域エネルギー課

一 地域エネルギーの推進に係る企画、調査及び調整に関すること。

二 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく家庭用電気機器等に係る温室効果ガスの排出の削減に関すること。

三 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく中小規模事業所からの温室効果ガス排出量の削減に関すること。

第二十五条の表都市地球環境部の部環境都市づくり課の項中第二号を次のように改める。

二 水素エネルギーの推進に係る企画、調査及び調整に関すること。

第二十五条の表都市地球環境部の部環境都市づくり課の項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を削り、第八号を第五号とし、同項に次の二号を加える。

六 都市エネルギーの推進に係る企画、調査及び調整に関すること。

七 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく地域におけるエネルギーの有効利用に関すること。

第二十五条の表都市エネルギー部の項を削り、同表環境改善部の部環境保安課の項第八号を次のように改める。

八 フロン対策に関すること（他の部課に属するものを除く。）。

第二十六条の表総務部の部企画計理課の項を削り、同部総務課の項に次のように加える。

企画政策課

一 局事務事業の総合的な企画及び調整に関すること。

二 福祉保健医療の研究に関すること。

三 東京都社会福祉審議会に関すること。

四 福祉及び保健衛生に係る区市町村との連絡及び調整に関すること。

五 局の所管に係る監理団体等の指導及び監督に関すること。

計理課

- 一 局の予算、決算及び会計（他の課に属するものを除く。）に関すること。
- 二 局事務事業の進行管理に関すること。
- 三 局事務事業の行政評価の実施に関すること。
- 第二十六条の表指導監査部の部指導第一課の項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。
- 六 その他高齢者福祉サービスの指導検査に関すること。
- 第二十六条の表指導監査部の部指導第二課の項第四号中「施設」の下に「及び事業」を加える。

第二十六条の表医療政策部の部医療人材課の項中第十四号を第十八号とし、第八号から第十三号までを四号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の四号を加える。

- 八 臨床工学技士法の施行に関すること。
- 九 義肢装具士法の施行に関すること。
- 十 救急救命士法の施行に関すること。
- 十一 言語聴覚士法の施行に関すること。
- 第二十六条の表生活福祉部の部生活支援課の項中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号中「低額所得者」を「低所得者等」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 生活困窮者自立支援法の施行に関すること。

第二十六条の表生活福祉部の部地域福祉推進課の項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 社会福祉主事の養成機関及び講習会並びに社会福祉士及び介護福祉士の養成施設の指定、監督等に関すること。

九 介護員養成研修等の指定に関すること。

第二十六条の表少子社会対策部の部家庭支援課の項第五号中「小児慢性疾患」を「小児慢性特定疾病」に改め、同部保育支援課の項第四号中「施設」の下に「及び事業」を加え、同表障害者施策推進部の部精神保健・医療課の項に次の一号を加える。

十二 精神保健福祉士法の施行に関すること。

第二十六条の表健康安全部の部健康安全課の項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 食品衛生法（食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設並びに食品衛生管理者の資格認定講習に関することに限る。）の施行に関すること。

六 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（食鳥処理衛生管理者の養成施設及び資格認定講習に関することに限る。）の施行に関すること。

第二十六条の表健康安全全部の部食品監視課の項第六号中「栄養表示基準、」を削り、同項第十三号中「こと」の下に「（他の課に属するものを除く。）」を加え、同項第十六号中「農林物質の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「食品表示法」に改め、「（他の局に属するものを除く。）」を削る。

第二十七条の表商工部の部経営支援課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十七条の表観光部の部企画課の項第三号を次のように改める。

三 国際会議等の誘致に関すること。

第二十七条の表観光部の部企画課の項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とする。

第二十七条の表観光部の部振興課の項に次のように加える。

受入環境課

一 旅行者の受入環境整備に関すること。

二 観光に関する情報の収集及び提供に関すること。

三 国際観光ホテル整備法の施行に関すること。

四 ユースホステルに関すること。

第二十七条の表雇用就業部の部就業推進課の項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 人材確保の支援に関すること。

第三十条の表管理部の部公金管理課の項に次の一号を加える。

七 官民連携インフラファンドその他の資金の活用に関すること。

別表三 四の部(一)の項を次のように改める。

(一) 市街地整備事務所

東京都第一市街地 江東区東陽七丁目三番五号
整備事務所

次に掲げる土地区画整理事業及び市街地再開発事業の施行に関する事務、駅前広場築造事業の施行に関する事務、東京都震災対策条例第十三条の規定により定められた防災都市づくり推進計画で指定された整備地域における都市計画道路の整備に関する事務(他の局に属するものを除く。)及び沿道一体整備型街路事業の施行に関する事務

東京都市計画事業西瑞江駅付近土地区画整理事業
東京都市計画事業瑞江駅南部土地区画整理事業
東京都市計画事業瑞江駅西部土地区画整理事業
東京都市計画事業篠崎駅東部土地区画整理事業
東京都市計画事業新砂土地区画整理事業
東京都市計画事業豊洲土地区画整理事業
東京都市計画事業有明北土地区画整理事業
東京都市計画事業晴海四・五丁目土地区画整理事業
東京都市計画第十三地区土地区画整理事業
東京都市計画事業足立

同 六町地区整備事務所
東京都第二市街地 中野区中野一丁目二番五号
整備事務所

北部舍人町付近土地区画整理事業
東京都市計画事業花畑北部土地区画整理事業
東京都市計画事業秋葉原駅付近土地区画整理事業
東京都市計画事業六町四丁目付近土地区画整理事業

東京都市計画事業田端二丁目付近土地区画整理事業
東京都市計画事業汐留土地区画整理事業
東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第二地区第一種市街地再開発事業
東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業
東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第四地区第二種市街地再開発事業
東京都市計画事業北新宿地区第二種市街地再開発事業
東京都市計画事業環状第二号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業
東京都市計画事業大橋地区第二種市街地再開発事業

別表三 四の部(二)の項を削り、同部中(三)の項とし、(四)の項を(三)の項とし、同表六の部(四)の項中

「(四) ナーシングホーム

介護保険法第八条第二十六項に基づく介護老人福祉施設及び同条第二十七項に基づく介護老人保健施設並びに老人福祉法第十五条第一項に基づく養護老人ホームに関する事務(介護老人保健施設及び養護老人ホームに関する事務については東村山ナーシングホームに限る。)

東京都板橋ナーシングホーム 板橋区栄町三十五番二号

「(四) ナーシングホーム

介護保険法第八条第二十六項に基づく介護老人福祉施設及び同条第二十七項に基づく介護老人保健施設並びに老人福祉法第十五条第一項に基づく養護老人ホームに関する事務

改め、同部(四)の項中「高度管理医療機器販売等」を削り、同表七の部(一)の項中「江東区亀戸九丁目六番二十七号」を「足立区綾瀬五丁目六番一号」に、

「 同江戸川校 江戸川区中央二丁目三十一番二

十七号

同足立校 足立区綾瀬五丁目六番一号

「 同江戸川校 江戸川区中央二丁目三十一番二

十七号

改める。

別表四 七の部東京都西多摩福祉事務所の項中「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」を

「、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律及び生活困窮者自立支援法」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京消防庁の組織等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二十七号

東京消防庁の組織等に関する規則の一部を改正する規則

東京消防庁の組織等に関する規則(昭和三十八年東京都規則第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表企画調整部の部中「広報課」を

「広報課

オリンピック・パラリンピック準備室

に改める。

第三条第一項の表企画調整部の部広報課の項の次に次のように加える。

オリンピック・パラリンピック準備室

一 オリンピック・パラリンピックに係る総合調整に関する事

二 オリンピック・パラリンピックに係る警防対策に関する事

三 オリンピック・パラリンピックに係る予防対策に関する事

第三条第一項の表予防部の部防火管理課の項に次の一号を加える。

十八 特定大規模催しに関する事

第十条第六項中「課長補佐」の下に「及び課長代理」を加える。

第十二条第一項の表中「三七九人」を「三八六人」に、「一七、三三二人」を「一七、四二六人」に、「一七、七二八人」を「一七、八三九人」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

訓令

●東京都訓令第十四号

政策企画局
総務局
財務局
青少年・治安対策本部

東京都青少年・治安対策本部処務規程（平成十七年東京都訓令第六十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第三条の表総合対策部の部交通安全課の項に次の一号を加える。

六 自動車運転代行業の認定等に係る同意及び監督に関すること。

第四条第一項中「、係に係長を」を削り、同条第五項中「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条第六項及び第七項を削り、同条第八項を同条第六項とする。

第五条第四項中「課長補佐、係長、主査、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第六条第四項を次のように改める。

4 課長代理は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもって課長に報告するものとする。

第六条中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とする。

第七条第一項第三号中「課長補佐並びに係長及びこれに準ずる」を「課長代理の」に改め、同項第七号中「二億円」を「三億五千万円」に改める。

第八条第一号中「及び次条」を「から第十条まで」に改め、同条第六号中「二億円」を「三億五千万円」に改める。

第九条第一号中「こと」の下に「（課長代理の権限に属するものを除く。）」を加え

る。

第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とする。

第十二条中「及び課長」を「、課長及び課長代理」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

（課長代理の決定対象事案）

第十条 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

一 課長代理が指揮監督する一般職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関すること。

二 許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関すること（簡易なものに限る。）。

三 諸証明に関すること（簡易なものに限る。）。

四 報告、答申、進達及び副申に関すること（簡易なものに限る。）。

五 申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること（簡易なものに限る。）。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十五号

支 庁 中 一 般
支 庁

東京都支庁処務規程（昭和三十二年東京都訓令第十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第四条第一項中「、係に係長を」を削り、同条第三項中「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第五条第四項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第六条第四項を次のように改める。

4 課長代理は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて課長に報告するものとする。

第六条中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とする。

第七条第三号中「二百万円以上四千万円未満」を「三百万円以上六千万円未満」に改める。

第八条第一号中「こと」の下に「(課長代理の権限に属するものを除く。)」を加え、同条第三号中「四百万円」を「八百万円」に改め、同条第四号中「二百万円」を「三百万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(課長代理の決定対象事案)

第八条の二 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

一 課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)及び事故欠勤に関すること。

二 報告、答申、進達及び副申に関すること(簡易なものに限る。)

三 申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること(簡易なものに限る。)

四 許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関すること(簡易なものに限る。)

五 諸証明に関すること(簡易なものに限る。)

六 文書の受理に関すること(簡易なものに限る。)

第十三条第一項中「係に係長を」を削り、同条第二項中「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十四条第二項中「課長補佐、係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第十五条第二項を次のように改める。

2 課長代理は、母島出張所長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、母島出張所長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて母島出張所長に報告するものとする。

第十五条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十六条第一号中「こと」の下に「(課長代理の権限に属するものを除く。)」を加える。

第二十五条第二項中「及び農業センターに担当係長」を「、公園事務所、農業センター及び水産センターに課長代理」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十六条第一項中「出張所」の下に「及び公園事務所」を加え、「担当係長及び次席並びに公園事務所の所長及び次席」を「及び課長代理」に改め、同条第三項中「農業センター」の下に「及び水産センター」を加え、「担当係長及び次席」を「及び課長代理」に改め、同条第四項中「農業センター」の下に「及び水産センター」を加え、同条第五項及び第六項を削る。

第二十七条第二項を次のように改める。

2 出張所の課長代理は、所長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、所長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて所長に報告するものとする。

第二十七条中第三項を削り、第四項を第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 公園事務所の課長代理は、所長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、所長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて所長に報告するものとする。

第二十七条中第五項を削り、第六項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 農業センターの課長代理は、所長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、所長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて所長に報告するものとする。

第二十七条中第七項及び第八項を削り、第九項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 水産センターの課長代理は、所長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、所長を補佐し、係の事務又は担任

の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて所長に報告するものとする。

第二十七条第十項を削り、第十一項を第九項とする。

第二十八条第一号中「職員」を「各所長が指揮監督する職員」に改め、「こと」の下に「（課長代理の権限に属するものを除く。）」を加え、同条第二号中「報告」の下に「、答申」を加え、同条第三号中「回答」の下に「、諮問」を加え、同条に次の三号を加える。

四 許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関する事（課長代理の権限に属するものを除く。）。

五 諸証明に関する事（課長代理の権限に属するものを除く。）。

六 文書の受理に関する事（課長代理の権限に属するものを除く。）。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（出張所等における課長代理の決定対象事案）

第二十八条の二 出張所、公園事務所、小笠原亜熱帯農業センター又は小笠原水産センターにおける課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関する事。
- 二 報告、答申、進達及び副申に関する事（簡易なものに限る。）。
- 三 申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事（簡易なものに限る。）。
- 四 許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関する事（簡易なものに限る。）。
- 五 諸証明に関する事（簡易なものに限る。）。
- 六 文書の受理に関する事（簡易なものに限る。）。

第三十一条中「、第八条、第十六条及び第二十八条」を「から第八条の二まで、第六条、第二十八条及び第二十八条の二」に、「又は小笠原水産センター所長」を「、小笠原水産センター所長又は課長代理」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十六号

総 務 局
財 務 局
公 文 書 館

東京都公文書館処務規程（昭和四十三年東京都訓令甲第九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第三条第一項中「、係に係長を」を削り、同条第二項中「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第四条第二項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第五条第二項を次のように改める。

2 課長代理は、館長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、館長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて館長に報告するものとする。

第五条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第六条第一号中「こと」の下に「（課長代理の権限に属するものを除く。）」を加え、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関する事（重要なものを除く。）。

第六条の次に次の一条を加える。

（課長代理の決定対象事案）

第六条の二 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関する事。
- 二 報告、答申、進達及び副申に関する事（簡易なものに限る。）。

- 三 申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること（簡易なものに限る。）。
 - 四 許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関すること（簡易なものに限る。）。
 - 五 諸証明に関すること（簡易なものに限る。）。
 - 六 文書の受理に関すること（簡易なものに限る。）。
- 第七条中「前条」を「前二条」に改め、「館長」の下に「又は課長代理」を加える。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十七号

総務局
 財務局
 消防訓練所

東京都消防訓練所処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条第一項及び第三条第二項中「教頭」の下に「主任教師」を加える。

第四条第八項中「前七項」を「前各項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4 主任教師は、所長又は教頭の命を受け、所の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、所長又は教頭を補佐し、所の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて所長又は教頭に報告するものとする。

第五条第一号中「こと」の下に「（主任教師の権限に属するものを除く。）」を加え、同条第六号中「回答」の下に「、諮問」を加え、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関すること（重要なものを除く。）。

第十条を第十一条とし、第七条から第九条までを一条ずつ繰り下げ、第六条中「前

条」を「前二条」に改め、「所長」の下に「又は主任教師」を加え、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（主任教師の決定対象事案）

第六条 主任教師の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 主任教師が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）に関すること。
- 二 報告、答申、進達及び副申に関すること（簡易なものに限る。）。
- 三 申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること（簡易なものに限る。）。
- 四 許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関すること（簡易なものに限る。）。
- 五 諸証明に関すること（簡易なものに限る。）。
- 六 文書の受理に関すること（簡易なものに限る。）。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十八号

総務局
 財務局
 主税局
 都税事務所

東京都都税事務所処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第二十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第四条第一項中「、係に係長を」を削り、同条第四項中「課長補佐」を「課長代理」に改め、「ことができる」を削り、同条中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とする。

第五条第四項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第六条第六項を次のように改める。

6 課長代理は、課長又は支所長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、

当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長又は支所長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて課長に報告するものとする。

第六条中第七項及び第八項を削り、第九項を第七項とする。

第八条第一号中「こと」の下に「（課長代理の権限に属するものを除く。）」を加える。

第十四条を第十五条とし、第十条から第十三条までを一条ずつ繰り下げる。

第九条中「前二条」を「前三条」に、「課長又は支所長」を「課長、支所長又は課長代理」に改め、同条を第十条とする。

第八条の次に次の一条を加える。

（課長代理の決定対象事案）

第九条 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関すること。
- 二 許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関すること（簡易なものに限る。）。
- 三 報告、答申、進達及び副申に関すること（簡易なものに限る。）。
- 四 申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること（簡易なものに限る。）。
- 五 諸証明に関すること（簡易なものに限る。）。
- 六 文書の受理に関すること（簡易なものに限る。）。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十九号

東京都都税総合事務センター処務規程（平成十九年東京都訓令第七号）の一部を次の

総務局	財務局	主税局	都税総合事務センター
-----	-----	-----	------------

ように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 舩 添 要 一

第四条第一項中「係に係長を」を削り、同条第四項中「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とする。

第五条第三項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第六条第四項を次のように改める。

4 課長代理は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて課長に報告するものとする。

第六条中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とする。

第八条第一号中「こと」の下に「（課長代理の権限に属するものを除く。）」を加える。

第十四条を第十五条とし、第十条から第十三条までを一条ずつ繰り下げる。

第九条中「前二条」を「前三条」に、「又は課長」を「課長又は課長代理」に改め、同条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（課長代理の決定対象事案）

第九条 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関すること。
- 二 許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関すること（簡易なものに限る。）。
- 三 報告、答申、進達及び副申に関すること（簡易なものに限る。）。
- 四 申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること（簡易なものに限る。）。
- 五 諸証明に関すること（簡易なものに限る。）。
- 六 文書の受理に関すること（簡易なものに限る。）。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十号

総務局
生活文化局

東京都生活文化局都民生活部旅券課分室設置規程（昭和五十三年東京都訓令第九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条に次の一項を加える。

3 生活文化局長（以下「局長」という。）は、知事の承認を得て、分室に係を置くことができる。

第三条第二項中「生活文化局長（以下「局長」という。）を「局長」に、「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第四条第二項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第五条第三項を次のように改める。

3 課長代理は、分室長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、分室長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて分室長に報告するものとする。

第五条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第六条第一号中「職員」を「分室長が指揮監督する職員」に改め、「こと」の下に「（課長代理の権限に属するものを除く。）」を加える。

第八条を第九条とし、第七条中「分室長」の下に「又は課長代理」を加え、同条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（課長代理の決定対象事案）

第七条 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

一 課長代理が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関すること。

二 報告、答申、進達及び副申に関すること（簡易なものに限る。）。

三 申請、照会、回答及び通知に関すること（簡易なものに限る。）。

四 諸証明に関すること（簡易なものに限る。）。

五 文書の受理に関すること（簡易なものに限る。）。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十一号

総務局
財務局
生活文化局
東京ウイメンズプラザ

東京ウイメンズプラザ処務規程（平成十三年東京都訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第三条第一項中「、係に係長を」を削り、同条第二項中「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第四条第二項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第五条第二項を次のように改める。

2 課長代理は、所長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、所長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて所長に報告するものとする。

第五条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項

を同条第三項とする。

第六条第一号中「職員」を「所長が指揮監督する職員」に改め、「こと」の下に「（課長代理の権限に属するものを除く。）」を加える。

第十二条を第十三条とし、第八条から第十一条までを一条ずつ繰り下げる。

第七条中「前条」を「前二条」に改め、「所長」の下に「又は課長代理」を加え、同条を第八条とする。

第六条の次に次の一条を加える。

（課長代理の決定対象事案）

第七条 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関する事。

二 報告、答申、進達及び副申に関する事（簡易なものに限る。）。

三 申請、照会、回答及び通知に関する事（簡易なものに限る。）。

四 諸証明に関する事（簡易なものに限る。）。

五 文書の受理に関する事（簡易なものに限る。）。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十二号

総務局

財務局

生活文化局

消費生活総合センター

東京都消費生活総合センター処務規程（昭和四十九年東京都訓令第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 舩添 要一

第四条第一項中「係に係長を」を削り、同条第二項中「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第五条第三項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第六条第三項を次のように改める。

3 課長代理は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて課長に報告するものとする。

第六条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第八条一号中「こと」の下に「（課長代理の権限に属するものを除く。）」を加える。

第二十一条を第二十二条とし、第二十条を第二十一条とする。

第十九条中「第八条及び第十六条」を「から第九条まで及び第十七条」に改め、「課長」の下に「課長代理」を加え、同条を第二十条とする。

第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とする。

第十六条第二号中「簡易な事項に関する」を削り、「報告」の下に「答申」を、「こと」の下に「（簡易なものに限る。）」を加え、同条第三号中「簡易な申請」を「申請」に改め、「こと」の下に「（簡易なものに限る。）」を加え、同条第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 諸証明に関する事（簡易なものに限る。）。

第十六条を第十七条とする。

第十五条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第十六条とする。

第十四条第一項中「担当係長及び次席」を削り、同条を第十五条とする。

第十三条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第十四条とする。

第十二条を第十三条とし、第九条から第十一条までを一条ずつ繰り下げ、第八条の次に次の一条を加える。

（この部分の具体的な改正内容は上記のリストで示されています）

(課長代理の決定対象事案)

第九条 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関する事案。

二 報告、答申、進達及び副申に関する事案（簡易なものに限る。）。

三 申請、照会、回答及び通知に関する事案（簡易なものに限る。）。

四 諸証明に関する事案（簡易なものに限る。）。

五 文書の受理に関する事案（簡易なものに限る。）。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十三号

計 生 財 総
量 活 務 務
検 文 局 局
定 化 局 局
所 局 局 局

東京都計量検定所処務規程（昭和三十二年東京都訓令第九十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第四条第一項中「、係に係長を」を削り、同条第四項中「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とする。

第五条第三項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第六条第四項を次のように改める。

4 課長代理は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状

況につき随時文書又は口頭をもつて課長に報告するものとする。

第六条中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とする。

第八条第一号中「こと」の下に「（課長代理の権限に属するものを除く。）」を加える。

第十四条を第十五条とし、第十条から第十三条までを一条ずつ繰り下げる。

第九条中「前二条」を「前三条」に、「又は課長」を「、課長又は課長代理」に改め、同条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(課長代理の決定対象事案)

第九条 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関する事案。

二 登録その他の行政処分に関する事案（簡易なものに限る。）。

三 報告、答申、進達及び副申に関する事案（簡易なものに限る。）。

四 申請、照会、回答及び通知に関する事案（簡易なものに限る。）。

五 諸証明に関する事案（簡易なものに限る。）。

六 文書の受理に関する事案（簡易なものに限る。）。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十四号

計 生 財 総
量 活 務 務
検 文 局 局
定 化 局 局
所 局 局 局

東京都再開発事務所処務規程（昭和六十年東京都訓令第八十五号）は、廃止する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十五号

総務局
財務局
都市整備局
市街地整備事務所

東京都市街地整備事務所処務規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

東京都市街地整備事務所処務規程

(掌理事項)

第一条 東京都市街地整備事務所（以下「所」という。）は、土地区画整理事業、これに関連する街路整備事業（建設事務所に属するものを除く。以下同じ。）、市街地再開発事業、沿道一体整備型街路事業及び駅前広場築造事業の施行に関する事務並びに東京都震災対策条例（平成十二年東京都条例第二百二号）第十三条の規定により定められた防犯都市づくり推進計画で指定された整備地域における都市計画道路の整備に関する事務（以下これらを「事業」という。）をつかさどる。

(分課)

第二条 第一市街地整備事務所に次の課を置く。

- 管理課
 - 補償課
 - 事業課
 - 工事課
- 2 第二市街地整備事務所に次の課を置く。
- 管理課
 - 事業課

工事課

3 第一市街地整備事務所に六町地区整備事務所を置く。

4 都市整備局長（以下「局長」という。）は、知事の承認を得て、所に地区を、課及び六町地区整備事務所に係を置くことができる。

(分掌事務)

第三条 各課及び六町地区整備事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課

- 一 所所属職員の人事及び給与に関すること。
 - 二 所の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。
 - 三 所の予算、決算及び会計に関すること。
 - 四 所の物品の購買契約及び工事、修繕その他の契約に関すること。
 - 五 不用品の処分に関すること。
 - 六 公有財産の管理に関すること（他の課に属するものを除く。）。
 - 七 事業に係る広報及び広聴活動に関すること。
 - 八 土地区画整理審議会委員の選挙手続及び同審議会の運営に関すること。
 - 九 市街地再開発審査会の運営に関すること。
 - 十 土地区画整理事業に係る清算金の徴収並びに減価補償金の交付に関すること。
 - 十一 市街地再開発事業に係る建築施設の管理費、分譲代金、清算金及び賃貸料等の徴収に関すること（第二市街地整備事務所に限る。）。
 - 十二 事業に関連して取得した株券の管理及び処分に関すること（第二市街地整備事務所に限る。）。
 - 十三 所内他の課に属しないこと。
- 補償課
- 一 土地区画整理事業に伴う土地、建築物その他の物件の管理、取得及び借入れに関すること。
 - 二 土地区画整理事業に伴う建築物その他の物件の移転及び除去並びにこれらに伴う損失補償に関すること（他の課に属するものを除く。）。

- 三 仮換地の指定等に伴う損失補償に関すること。
- 四 事業に伴う直接施行及び行政代執行に関すること。
- 五 建築物の移転等に要する資金の貸付けに関すること。
- 六 土地区画整理事業に伴う移転者の仮設住宅等の使用に関すること。
- 七 土地区画整理事業に関連する街路整備事業に係る用地の取得及びこれに伴う物件の移転その他の損失補償に関すること。
- 八 前号に係る土地、建築物、借地権等の評価及び損失補償の額の算定に関すること。

事業課

- 一 事業の調査及び事業計画に関すること。
- 二 事業の権利調査及び測量に関すること（他の課に属するものを除く。）。
- 三 登記に関すること。
- 四 仮換地の指定に関すること。
- 五 土地区画整理事業施行前及び施行後の土地並びに土地区画整理事業により取得する土地の評価並びにこれらの土地に存する借地権等の評価に関すること。
- 六 減価補償金に関すること（第二市街地整備事務所に限る。）。
- 七 換地計画及び換地処分に関すること。
- 八 土地区画整理事業に係る建築行為等の制限に関すること。
- 九 土地区画整理事業に係る区界、町界及び地番整理の資料作成に関すること。
- 十 旧田端復興土地区画整理組合の事業施行区域内における残存事務処理に関すること（第二市街地整備事務所に限る。）。
- 十一 権利変換計画及び管理処分計画の資料収集に関すること。
- 十二 市街地再開発事業に係る住民意向調査及び生活再建相談に関すること。
- 十三 市街地再開発事業の建築施設の譲受け希望の申出等に関すること。
- 十四 市街地再開発事業に伴う土地、建築物等の取得及びこれに伴う物件の移転その他の損失補償に関すること。
- 十五 市街地再開発事業に伴う土地、建築物、借地権等の評価及び損失補償の額の算定に関すること。

- 十六 沿道一体整備型街路事業の施行及びまちづくり相談並びに東京都震災対策条例第十三条の規定により定められた防災都市づくり推進計画で指定された整備地域における都市計画道路の整備に関すること（他の局に属するものを除く。）。
- 十七 沿道一体整備型街路事業及び前号に規定する都市計画道路の整備に係る用地の取得及びこれに伴う物件の移転その他の損失補償に関すること（他の局に属するものを除く。）。
- 十八 前号に係る土地、建築物、借地権等の評価及び損失補償の額の算定に関すること。

工事課

- 一 事業に伴う諸工事の調査、測量及び設計並びにこれらの工事の施行及び監督に関すること（他の課に属するものを除く。）。
 - 二 前号の工事の清算に関すること。
 - 三 上下水道、軌道、ガスパイプ、電柱等の整理及びこれに伴う損失補償に関すること。
 - 四 公共施設の引継ぎ並びに引継ぎ前の公共施設の維持及び修繕に関すること。
- 六町地区整備事務所
- 一 東京都市計画事業六町四丁目付近土地区画整理事業及び東京都市計画事業花畑北部土地区画整理事業の施行に関すること（他の課に属するものを除く。）。
- (職)
- 第四条 所に所長を、課に課長を、六町地区整備事務所に所長を、地区に地区長を置く。
 - 2 所に副所長及び専門課長を置くことができる。
 - 3 副所長は、管理課長又は事業課長を兼ねるものとする。
 - 4 局長は、知事の承認を得て、課、六町地区整備事務所及び地区に課長代理を置く。
 - 5 前各項（第三項を除く。）に定めるもののほか、必要な職を置く。
- (職員の資格及び任免)
- 第五条 所長は参事のうちから、副所長は参事又は副参事のうちから、それぞれ知事が命ずる。
- 2 課長及び六町地区整備事務所長は、副参事のうちから、知事が命ずる。

- 3 専門課長は、専門副参事のうちから、知事が命ずる。
- 4 課長代理及び地区長は、主事のうちから、局長が命ずる。
- 5 前各項に定めるもの以外の職員は、都市整備局所属職員のうちから、局長が配属する。

（職員の職責）

- 第六条 所長は、局長の命を受け、所の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
- 2 副所長は、所長を補佐する。
- 3 課長及び六町地区整備事務所所長は、所長の命を受け、課及び六町地区整備事務所の事務をつかさどり、所属職員及び地区所属職員を指揮監督する。
- 4 専門課長は、所長の命を受け、専門分野につき担任の事務を処理する。
- 5 課長代理又は地区長は、課長又は六町地区整備事務所所長の命を受け、係の事務、担任の事務又は地区の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長又は六町地区整備事務所所長を補佐し、係の事務、担任の事務又は地区の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもって課長又は六町地区整備事務所所長に報告するものとする。
- 6 前各項に定めるもの以外の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

（所長の決定対象事案）

- 第七条 所長の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。
 - 一 副所長、課長、専門課長及び六町地区整備事務所所長の出張、休暇及び職務に専念する義務の免除に関する事案。
 - 二 予定価格が四百万円以上三億五千万円未満の請負又は委託により行う工事、修繕、通信又は運搬に係る役務の提供に関する事案。
 - 三 予定価格が百五十万円以上三千万円未満の物件の買入れ、売払い、貸付け又は借入れに関する事案（第六号に規定するものを除く。）。
 - 四 四十万円以上百万円未満の補助金、分担金及び負担金（法令によりその交付が義務付けられているもの及び局長が所長の決定によることと適当であると認められたものにあつては、百万円以上のものを含む。）の交付並びに寄附金の贈与に関する事案。
 - 五 事業用地、建物及び工作物の取得又は借入れ並びに建物及び工作物の売却処分に

- 六 物件の移転、除却その他の損失補償に関する事案。
- 七 事業用地の取得に係る土地、建築物、借地権等の評価及び前号に規定する損失補償の額の算定に関する事案。
- 八 市街地再開発事業に伴い取得した建築施設の売却処分及び当該建築施設の貸付けに関する事案（第二市街地整備事務所に限る。）。
- 九 重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事案。
- 十 重要な告示、公表、申請、照会、回答及び通知に関する事案。
- 十一 重要な許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関する事案。

（課長又は六町地区整備事務所所長の決定対象事案）

- 第八条 課長又は六町地区整備事務所所長の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。
 - 一 課長又は六町地区整備事務所所長が指揮監督する職員の事務分掌、出張、休暇、超過勤務、休日勤務、週休日の変更及び職務に専念する義務の免除に関する事案（課長代理及び地区長の権限に属するものを除く。）。
 - 二 予定価格が四百万円未満の請負又は委託により行う工事、修繕、通信又は運搬に係る役務の提供に関する事案。
 - 三 予定価格が百五十万円未満の物件の買入れ、売払い、貸付け又は借入れに関する事案。
 - 四 四十万円未満の補助金、分担金及び負担金の交付並びに寄附金の贈与に関する事案。
 - 五 報告、答申、進達及び副申に関する事案（重要な事項に関するものを除く。）。
 - 六 告示、公表、申請、照会、回答及び通知に関する事案（重要なものを除く。）。
 - 七 許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関する事案（重要なものを除く。）。
 - 八 諸証明に関する事案。
 - 九 文書の受理に関する事案。
- 第九条 課長代理又は地区長の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

（課長代理又は地区長の決定対象事案）

一 課長代理又は地区長が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関する事。

二 報告、答申、進達及び副申に関する事（簡易なものに限る。）。
三 申請、照会、回答及び通知に関する事（簡易なものに限る。）。
四 許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関する事（簡易なものに限る。）。
五 諸証明に関する事（簡易なものに限る。）。
六 文書の受理に関する事（簡易なものに限る。）。
（決定事案の細目）

第十條 局長は、前三條の規定により所長、課長、六町地区整備事務所長、課長代理又は地区長の決定の対象とされた事案の実施細目を定めなければならない。

（事業計画）
第十一條 所長は、毎年三月末日までに、翌年度の年間事業計画を定め、局長の承認を受けなければならない。

（事業報告等）
第十二條 所長は、毎月五日までに、次に掲げる事項について局長に報告しなければならない。

一 前月分の職員（第一市街地整備事務所にあつては、六町地区整備事務所の職員を含む。）の勤務状況

二 前月分の事業（第一市街地整備事務所にあつては、六町地区整備事務所の事業を含む。）の実績及び概要

三 六町地区整備事務所長は、毎月三日までに、前項各号に掲げる事項について第一市街地整備事務所長に報告しなければならない。

三 前二項の規定にかかわらず、重要又は異例に属する事項は、その都度、所にあつては所長は局長に、六町地区整備事務所にあつては六町地区整備事務所長は所長に、それぞれ報告しなければならない。

（所の処務細則）
第十三條 所長はあらかじめ局長の、六町地区整備事務所長はあらかじめ所長の承認を

得て、所又は六町地区整備事務所の処務細則を定めることができる。

（準用）

第十四條 この規程に定めるものを除いては、東京都事案決定規程（昭和四十七年東京都訓令甲第十号）を準用する。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十六号

総務局
財務局
都市整備局
多摩ニュータウン整備事務所

東京都多摩ニュータウン整備事務所処務規程（平成十六年東京都訓令第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 舩 添 要 一

第三條第一項中「、係に係長を」を削り、同條第二項中「課長補佐」を「課長代理」に改め、「ことができる」を削り、同條第三項及び第四項を削り、同條第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同條第三項とする。

第四條第二項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。
第五條第二項を次のように改める。

二 課長代理は、所長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、所長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもって所長に報告するものとする。

第五條第三項及び第四項を削り、同條第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同條第三項とする。

第六條第一号中「こと」の下に「（課長代理の権限に属するものを除く。）」を加える。

第十一條を第十二條とし、第八條から第十條までを一條ずつ繰り下げる。
 第七條中「前條」を「前二條」に改め、「所長」の下に「又は課長代理」を加え、同條を第八條とし、第六條の次に次の一條を加える。
 (課長代理の決定対象事案)

第七條 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)及び事故欠勤に関する事。
- 二 許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関する事(簡易なものに限る。)
- 三 報告、答申、進達及び副申に関する事(簡易なものに限る。)
- 四 申請、照会、回答及び通知に関する事(簡易なものに限る。)
- 五 諸証明に関する事(簡易なものに限る。)
- 六 文書の受理に関する事(簡易なものに限る。)

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十七号

総務局
 財務局
 都市整備局
 区画整理事務所

東京都区画整理事務所処務規程(昭和三十二年東京都訓令甲第百一号)は、廃止する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十八号

総務局
 財務局
 都市整備局
 多摩建築指導事務所

東京都多摩建築指導事務所処務規程(昭和四十六年東京都訓令甲第百三十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第三条の表開発指導第一課の項中「八王子市、」を削る。

第三条の表建築指導第一課の項第七号中「建築基準法」の下に「(昭和二十五年法律第二百一号)」を加え、同項第十号中「東京都駐車場条例」の下に「(昭和三十三年東京都条例第七十七号)」を加え、同項第十二号中「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の下に「(平成十二年法律第四百号)」を加え、同項第十六号中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の下に「(平成二十年法律第八十七号)」を加え、同項第十八号中「都市の低炭素化の促進に関する法律」の下に「(平成二十四年法律第八十四号)」を加え、同項に次の一号を加える。

十九 マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)に

基づく除却する必要がある旨の認定等に関する事。

第三条の表建築指導第二課の項に次の一号を加える。

十八 マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく除却する必要がある旨の認定等に関する事。

第三条の表建築指導第三課の項に次の一号を加える。

十八 マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく除却する必要がある旨の認定等に関する事。

第四条第一項中「、係に係長を」を削り、同条第四項中「課長補佐」を「課長代理」に改め、「ことができる」を削り、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とする。

第五条第四項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第六条第五項を次のように改める。

5 課長代理は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて課長に報告するものとする。

第六条中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とする。

第八条第一号中「こと」の下に「(課長代理の権限に属するものを除く。)」を加える。

第十三条を第十四条とし、第十条から第十二条までを一条ずつ繰り下げる。

第九条中「前二条」を「前三条」に、「又は課長」を「、課長又は課長代理」に改め、同条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(課長代理の決定対象事案)

第九条 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)、及び事故欠勤に関する事案。
- 二 報告、答申、進達及び副申に関する事案(簡易なものに限る。)
- 三 申請、照会、回答及び通知に関する事案(簡易なものに限る。)
- 四 許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関する事案(簡易なものに限る。)
- 五 諸証明に関する事案(簡易なものに限る。)
- 六 文書の受理に関する事案(簡易なものに限る。)

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十九号

総務局
 財務局
 都市整備局
 住宅建設事務所

東京都住宅建設事務所処務規程(昭和五十六年東京都訓令第百十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 舛添 要一

第四条第一項中「、係に係長を」を削り、同条第四項中「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とする。

第五条第四項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第六条第二項中「の命を受け、担任の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督」を「を補佐」に改め、同条第三項中「又は副所長」を削り、同条第五項を次のように改める。

5 課長代理は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて課長に報告するものとする。

第六条中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とする。

第七条ただし書を削り、同条第二号中「二億円」を「三億五千万円」に改める。

第八条を削る。

第九条第一号中「指揮する」を「指揮監督する」に改め、「こと」の下に「(課長代理の権限に属するものを除く。)」を加え、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(課長代理の決定対象事案)

第九条 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)、及び事故欠勤に関する事案。
- 二 報告、答申、進達及び副申に関する事案(簡易なものに限る。)
- 三 申請、照会、回答及び通知に関する事案(簡易なものに限る。)
- 四 許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関する事案(簡易なものに限る。)

五 諸証明に関すること（簡易なものに限る。）。

六 文書の受理に関すること（簡易なものに限る。）。

第十條中「副所長又は課長」を「課長又は課長代理」に改める。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第三十号

総務局
財務局
環境局
廃棄物埋立管理事務所

東京都廃棄物埋立管理事務所処務規程（昭和四十七年東京都訓令第二百二号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第三條第一項中「、係に係長を」を削り、同條第二項中「課長補佐」を「課長代理」に改め、「ことができる」を削り、同條第三項及び第四項を削り、同條第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同條第三項とする。

第四條第一項中「第七條」を「第八條」に改め、同條第二項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第五條第二項を次のように改める。

2 課長代理は、所長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、所長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて所長に報告するものとする。

第五條第三項及び第四項を削り、同條第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同條第三項とする。

第六條第一号中「こと」の下に「（課長代理の権限に属するものを除く。）」を加える。

第十一條を第十二條とし、第八條から第十條までを一條ずつ繰り下げる。

第七條中「前條」を「前二條」に改め、「所長」の下に「又は課長代理」を加え、同條を第八條とし、第六條の次に次の一條を加える。

（課長代理の決定対象事案）

第七條 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関すること。
- 二 報告、答申、進達及び副申に関すること（簡易なものに限る。）。
- 三 申請、照会、回答及び通知に関すること（簡易なものに限る。）。
- 四 諸証明に関すること（簡易なものに限る。）。
- 五 文書の受理に関すること（簡易なものに限る。）。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第三十一号

総務局
財務局
環境局
多摩環境事務所

東京都多摩環境事務所処務規程（昭和四十六年東京都訓令甲第百三十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第四條第一項中「、係に係長を」を削り、同條第四項中「課長補佐」を「課長代理」に改め、「ことができる」を削り、同條第五項及び第六項を削り、同條第七項を同條第五項とする。

第五條第三項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第六条第四項を次のように改める。

4 課長代理は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて課長に報告するものとする。

第六条中第五項及び第六項を削り、第七項を第八項とする。

第七条第三号中「二億円」を「三億五千万円」に改め、同条第十号中「公告」の下に「、公表」を、「回答」の下に「、諮問」を加え、同条第十一号中「認可」の下に「、免許、登録」を加える。

第八条第一号中「こと」の下に「(課長代理の権限に属するものを除く。)」を加え、同条第七号中「公告」の下に「、公表」を、「回答」の下に「、諮問」を加え、同条第八号中「認可」の下に「、免許、登録」を加える。

第十三条を第十四条とし、第十条から第十二条までを一条ずつ繰り下げる。

第九条中「前二条」を「前三条」に、「又は課長」を「、課長又は課長代理」に改め、同条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(課長代理の決定対象事案)

第九条 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)、及び事故欠勤に関すること。
 - 二 報告、答申、進達及び副申に関すること(簡易な事項に関するものに限る。)
 - 三 申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること(簡易なものに限る。)
 - 四 許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関すること(簡易なものに限る。)
 - 五 諸証明に関すること(簡易なものに限る。)
 - 六 文書の受理に関すること(簡易なものに限る。)
- 附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第三十二号

総務局

財務局

福祉保健局

西多摩福祉事務所

東京都西多摩福祉事務所処務規程(昭和四十六年東京都訓令甲第百三十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第一条第一号中「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)」を「、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)及び生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第五十五号)」に改める。

第三条第一項中「、係に係長を」を削り、同条第二項中「課長補佐」を「課長代理」に、「置くことができる」を「置く」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第四条第二項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第五条第二項を次のように改める。

2 課長代理は、所長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、所長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて所長に報告するものとする。

第五条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第六条第一号中「こと」の下に「(課長代理の権限に属するものを除く。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(課長代理の決定対象事案)

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有

給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)及び事故欠勤に関すること。

- 二 報告、答申、進達及び副申に関すること(簡易なものに限る。)
 - 三 申請、照会、回答及び通知に関すること(簡易なものに限る。)
 - 四 諸証明に関すること(簡易なものに限る。)
 - 五 文書の受理に関すること(簡易なものに限る。)
- 第七条中「前条」を「前二条」に改め、「所長」の下に「又は課長代理」を加える。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第三十三号

総務局
 財務局
 福祉保健局
 ナーシングホーム

東京都ナーシングホーム処務規程(平成十三年東京都訓令第三十八号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第一条第二項中「東京都ナーシングホーム」の下に「(以下「ナーシングホーム」という。)」を加え、同項第三号中「(東村山ナーシングホームに限る。次号から第六号まで、第八号及び第九号において同じ。)」を削り、同項第十号中「東京都ナーシングホーム」を「ナーシングホーム」に改め、同条第二項中「東村山ナーシングホーム」を「ナーシングホーム」に改める。

第二条第一項を削り、同条第二項中「東村山ナーシングホーム」を「ナーシングホーム」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第三条第一項を削り、同条第二項中「東村山ナーシングホーム」を「ナーシングホーム」に改め、同項を同条とする。

第四条第一項中「東京都ナーシングホーム」を「ナーシングホーム」に改め、「係

に係長を」を削り、同条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項中「課長補佐」を「課長代理」に、「置くことができる」を「置く」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項及び第七項を削り、同条第八項中「前各項(第三項を除く。)」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第五条第一項中「参事のうちから、副所長は参事又は副参事のうちから、それぞれ」を「、参事ののうちから、」に改め、同条第四項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第六条第一項中「東京都ナーシングホーム所長」を「ナーシングホーム所長」に、「東京都ナーシングホームの」を「ナーシングホームの」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「東京都ナーシングホーム所長」を「ナーシングホーム所長」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 課長代理は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもって課長に報告するものとする。

第六条中第五項、第六項及び第七項を削り、第八項を第五項とする。

第七条第二号中「東京都ナーシングホーム」を「ナーシングホーム」に改める。

第八条第一号中「こと」の下に「(課長代理の権限に属するものを除く。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(課長代理の決定対象事案)

第八条の二 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)及び事故欠勤に関すること。
- 二 報告、答申、進達及び副申に関すること(簡易なものに限る。)
- 三 申請、照会、回答及び通知に関すること(簡易なものに限る。)
- 四 諸証明に関すること(簡易なものに限る。)
- 五 文書の受理に関すること(簡易なものに限る。)

第九条中「前二条」を「前三条」に、「又は課長」を「、課長又は課長代理」に改め

る。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第三十四号

総務局
財務局
福祉保健局
児童相談所

東京都児童相談所処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第三十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第三条第一項中「、係に係長を」を削り、同条第二項中「課長補佐」を「課長代理」に、「置くことができる」を「置く」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第四条第二項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第五条第二項を次のように改める。

2 課長代理は、所長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、所長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて所長に報告するものとする。

第五条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第六条第一号中「こと」の下に「（課長代理の権限に属するものを除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（課長代理の決定対象事案）

第六条の二 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

一 課長代理が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有

給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関すること。

二 報告、答申、進達及び副申に関すること（簡易なものに限る。）。

三 申請、照会、回答及び通知に関すること（簡易なものに限る。）。

四 諸証明に関すること（簡易なものに限る。）。

五 文書の受理に関すること（簡易なものに限る。）。

第七条中「前条」を「前二条」に改め、「所長」の下に「又は課長代理」を加える。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第三十五号

総務局
財務局
福祉保健局
児童相談センター

東京都児童相談センター処務規程（昭和五十年東京都訓令第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第四条第一項中「、係に係長を」を削り、同条第四項中「課長補佐」を「課長代理」に、「置くことができる」を「置く」に改め、同条中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とする。

第五条第五項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

6 課長代理は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて課長に報告するものとする。

第六条中第七項及び第八項を削り、第九項を第七項とする。

第七条第三号中「二億円」を「三億五千万円」に改める。
第九条第一号中「こと」の下に「（課長代理の権限に属するものを除く。）」を加える。
第十条の次に次の一条を加える。

（課長代理の決定対象事案）

第十条の二 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関する事案。

二 報告、答申、進達及び副申に関する事案（簡易なものに限る。）。

三 申請、照会、回答及び通知に関する事案（簡易なものに限る。）。

四 諸証明に関する事案（簡易なものに限る。）。

五 文書の受理に関する事案（簡易なものに限る。）。

第十一条中「前四条」を「第七条から前条まで」に、「又は医長」を「、医長又は課長代理」に改める。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第三十六号

総務局

財務局

福祉保健局

児童自立支援施設

東京都児童自立支援施設処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第四十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第四条第一項中「、係に係長を」を削り、同条第二項中「課長補佐」を「課長代理」

に、「置くことができる」を「置く」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第五条第三項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第六条第三項を次のように改める。

3 課長代理は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて課長に報告するものとする。

第六条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第八条第一号中「こと」の下に「（課長代理の権限に属するものを除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（課長代理の決定対象事案）

第八条の二 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関する事案。

二 報告、答申、進達及び副申に関する事案（簡易なものに限る。）。

三 申請、照会、回答及び通知に関する事案（簡易なものに限る。）。

四 諸証明に関する事案（簡易なものに限る。）。

五 文書の受理に関する事案（簡易なものに限る。）。

第九条中「前二条」を「前三条」に、「又は課長」を「、課長又は課長代理」に改める。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第三十七号

総務局

財務局

福祉保健局
女性相談センター

東京都女性相談センター処務規程(昭和三十二年東京都訓令第十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 舩添 要一

第三条第一項中「係に係長を」を削り、同条第三項中「課長補佐」を「課長代理」に、「置くことができる」を「置く」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第四条第三項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。
第五条第三項を次のように改める。

3 課長代理は、所長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、所長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて課長に報告するものとする。

第五条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「前各号」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第六条第一号中「こと」の下に「(課長代理の権限に属するものを除く。)」を加える。

第七条の次に次の一条を加える。

(課長代理の決定対象事案)

第七条の二 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

一 課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)、及び事故欠勤に関する事案。

二 報告、答申、進達及び副申に関する事案(簡易なものに限る。)

三 申請、照会、回答及び通知に関する事案(簡易なものに限る。)

四 諸証明に関する事案(簡易なものに限る。)

五 文書の受理に関する事案(簡易なものに限る。)

第十二条第一項中「係に係長を」を削り、同条第二項中「課長補佐」を「課長代理」に、「置くことができる」を「置く」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十三条第二項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。
第十四条第二項を次のように改める。

2 課長代理は、支所長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、支所長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて支所長に報告するものとする。

第十四条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十五条第一号中「こと」の下に「(課長代理の権限に属するものを除く。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(支所の課長代理の決定対象事案)

第十五条の二 支所の課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

一 課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)、及び事故欠勤に関する事案。

二 報告、答申、進達及び副申に関する事案(簡易なものに限る。)

三 申請、照会、回答及び通知に関する事案(簡易なものに限る。)

四 諸証明に関する事案(簡易なものに限る。)

五 文書の受理に関する事案(簡易なものに限る。)

第十八条中「及び第十五条」を「第七条の二、第十五条及び第十五条の二」に、「又は支所長」を「課長代理、支所長又は支所の課長代理」に改める。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第三十八号

財 務 局
福 祉 保 健 局
心身障害者福祉センター

東京都心身障害者福祉センター処務規程(昭和四十三年東京都訓令甲第四十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第四条第一項中「、係に係長を」を削り、同条第三項中「課長補佐」を「課長代理」に、「置くことができる」を「置く」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 局長は、知事の承認を得て、地域支援課に身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司を置く。

第四条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第五条第五項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理、身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司」に改める。

第六条第五項を次のように改める。

5 課長代理、身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて課長に報告するものとする。

第六条中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とする。

第九条第一号中「こと」の下に「(課長代理、身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司の権限に属するものを除く。)」を加える。

第十条の次に次の一条を加える。

(課長代理、身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司の決定対象事案)

第十条の二 課長代理、身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司の決定すべき事案は、
おむね次のとおりとする。

一 課長代理、身体障害者福祉司又は知的障害者福祉司が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休

暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)及び事故欠勤に関すること。

二 報告、答申、進達及び副申に関すること(簡易なものに限る。)。

三 申請、照会、回答及び通知に関すること(簡易なものに限る。)。

四 諸証明に関すること(簡易なものに限る。)。

五 文書の受理に関すること(簡易なものに限る。)。

第十一条中「又は医長」を「、医長、課長代理、身体障害者福祉司又は知的障害者福祉司」に改める。

第十七条第一項中「、係に係長を」を削り、同条第二項中「課長補佐」を「課長代理」に、「置くことができる」を「置く」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十八条第二項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第十九条第二項を次のように改める。

2 課長代理は、支所長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、支所長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて支所長に報告するものとする。

第十九条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十条第一号中「こと」の下に「(課長代理の権限に属するものを除く。)」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(支所の課長代理の決定対象事案)

第二十条の二 支所の課長代理の決定すべき事案は、おむね次のとおりとする。

一 課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)及び事故欠勤に関すること。

二 報告、答申、進達及び副申に関すること(簡易なものに限る。)。

三 申請、照会、回答及び通知に関すること(簡易なものに限る。)。

四 諸証明に関すること(簡易なものに限る。)。

五 文書の受理に関すること(簡易なものに限る。)。

(支所の決定事案の細目)

第二十條の三 局長は、前二條の規定により支所長又は支所の課長代理の決定の対象とされた事案の実施細目を定めなければならない。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第三十九号

総務局

財務局

福祉保健局

東京都障害者福祉会館処務規程（昭和五十年東京都訓令第二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二條第二項中「担当係長」を「課長代理」に改め、同條第三項を削り、同條第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同條第三項とする。

第三條第一項中「担当係長及び次席」を「及び課長代理」に改める。

第四條第二項を次のように改める。

2 課長代理は、館長の命を受け、担任の事務を処理するとともに、館長を補佐し、担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて館長に報告するものとする。

第四條第三項を削り、同條第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同條第三項とする。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第四十号

総務局

財務局
福祉保健局
保 健 所

東京都保健所処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第四十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第八條第一項中「係に係長を」を削り、同條第三項中「課長補佐」を「課長代理」に、「置くことができる」を「置く」に改め、同條第四項を次のように改める。

4 局長は、知事の承認を得て、支所に課長代理を置くことができる。

第八條中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第九條第五項中「課長補佐、」を「課長代理及び」に改め、「係長、担当係長及び次席」を削る。

第十條第五項を次のように改める。

5 課長代理（出張所及び支所の課長代理を除く。）は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて課長に報告するものとする。

第十條中第七項を削り、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 出張所の課長代理は、出張所長又は出張所副所長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、出張所長及び出張所副所長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて出張所長又は出張所副所長に報告するものとする。

第十條第八項を次のように改める。

8 支所の課長代理は、支所長の命を受け、担任の事務を処理するとともに、支所長を補佐し、担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて支所長に報告するものとする。

第十二條第一号中「こと」の下に「（課長代理の権限に属するものを除く。）」を加

え、同条の次に次の一条を加える。

(課長代理の決定対象事案)

第十二条の二 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関する事案。

二 報告、答申、進達及び副申に関する事案（簡易なものに限る。）。)

三 申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事案（簡易なものに限る。）。)

四 許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関する事案（簡易なものに限る。）。)

五 諸証明に関する事案（簡易なものに限る。）。)

六 文書の受理に関する事案（簡易なものに限る。）。)

第十七条第一号中「こと」の下に「(出張所の課長代理の権限に属するものを除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(出張所の課長代理の決定対象事案)

第十七条の二 出張所の課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 出張所の課長代理が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関する事案。

二 報告、答申、進達及び副申に関する事案（簡易なものに限る。）。)

三 申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事案（簡易なものに限る。）。)

四 許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関する事案（簡易なものに限る。）。)

五 諸証明に関する事案（簡易なものに限る。）。)

六 文書の受理に関する事案（簡易なものに限る。）。)

第二十四条中「第十二条」の下に「第十二条の二」を、「第十七条」の下に「第十七条の二」を、「課長」の下に「課長代理」を、「出張所副所長」の下に「出張所の課長代理」を加える。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第四十一号

総務局

財務局

福祉保健局

健康安全研究センター

東京都健康安全研究センター処務規程（平成十五年東京都訓令第二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第一条第五号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）」を「食品表示法（平成二十五年法律第七十号）」に改め、

「（他の局に属するものを除く。）」を削る。

第三条の表広域監視部の部医療機器監視課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第四条第一項中「係に係長を」を削り、同条第三項中「室」及び「及び研究科」を削り、「課長補佐」を「課長代理」に、「置くことができる」を「置く」に改め、同

条第四項中「課に担当係長を」を削り、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。第五条第六項中「課長補佐、係長、担当係長、主任研究員及び次席」を「課長代理及び主任研究員」に改める。

第六条第九項及び第十項を次のように改める。

9 課長代理は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて課長に報告するものとする。

10 主任研究員は、科長又は副室長の命を受け、担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、科長又は副室長を補佐し、担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて科長又は副室長に報告するものとする。第六条中第十一項を削り、第十二項を第十一項とする。

第十条第一号中「こと」の下に「(課長代理の権限に属するものを除く。)」を加え、同条第七号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「食品表示法」に改め、同条中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第三十号までを一号ずつ繰り上げる。

第十一条第一号中「こと」の下に「(主任研究員の権限に属するものを除く。)」を加える。

第十一条の次に次の二条を加える。

(課長代理の決定対象事案)

第十一条の二 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)及び事故欠勤に関する事。
 - 二 報告、答申、進達及び副申に関する事(簡易なものに限る。)
 - 三 申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事(簡易なものに限る。)
 - 四 諸証明に関する事(簡易なものに限る。)
 - 五 文書の受理に関する事(簡易なものに限る。)
- (主任研究員の決定対象事案)
- 第十一条の三 主任研究員の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 主任研究員が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)及び事故欠勤に関する事。
 - 二 報告、答申、進達及び副申に関する事(簡易なものに限る。)
 - 三 申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事(簡易なものに限る。)
- 第十四条中「第十一条」を「第十一条の三まで」に、「又は副室長」を「副室長、課長代理又は主任研究員」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第四十二号

総務局
財務局
福祉保健局
市場衛生検査所

東京都市場衛生検査所処務規程(昭和三十二年東京都訓令甲第五十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第一条第四号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)」を「食品表示法(平成二十五年法律第七十号)」に改め、「(他の局に属するものを除く。)」を削る。

第三条第一項中「係に係長を」を削り、同条第二項中「課長補佐」を「課長代理」に、「置くことができる」を「置く」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第四条第三項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第五条第三項を次のように改める。

3 課長代理は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて課長に報告するものとする。

第五条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第六条の二第一号中「こと」の下に「(課長代理の権限に属するものを除く。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(課長代理の決定対象事案)

第六条の三 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)及

び事故欠勤に関する事。

- 二 報告、答申、進達及び副申に関する事(簡易なものに限る。)
- 三 申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事(簡易なものに限る。)
- 四 諸証明に関する事(簡易なものに限る。)
- 五 文書の受理に関する事(簡易なものに限る。)

第十一条第二項中「担当係長」を「課長代理」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十二条第一項中「、担当係長及び次席」を「及び課長代理」に改める。
第十三条第二項を次のように改める。

2 出張所の課長代理は、出張所長の命を受け、担任の事務を処理するとともに、出張所長を補佐し、担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて出張所長に報告するものとする。

第十三条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十七条中「、第六条の二」を「から第六条の三まで」に改め、「課長」の下に「、課長代理」を加える。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第四十三号

東京都立看護専門学校処務規程(昭和五十二年東京都訓令第五十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

総務局
財務局
福祉保健局
看護専門学校

第三条第一項中「、係に係長を」を削り、同条第二項中「課長補佐」を「課長代理」に、「置くことができる」を「置く」に改め、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第四条第三項中「課長補佐、係長、担当係長、次席及び教諭」を「課長代理」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第五条第三項を次のように改める。

3 課長代理は、校長又は副校長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、校長又は副校長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて校長又は副校長に報告するものとする。

第五条第四項、第五項及び第六項を削り、同条第七項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第六条第二号中「こと」の下に「(課長代理の権限に属するものを除く。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(課長代理の決定対象事案)

第六条の二 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)及び事故欠勤に関する事。
- 二 報告、答申、進達及び副申に関する事(簡易なものに限る。)
- 三 申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事(簡易なものに限る。)
- 四 諸証明に関する事(簡易なものに限る。)
- 五 文書の受理に関する事(簡易なものに限る。)

第七条中「前条」を「前二条」に改め、「校長」の下に「又は課長代理」を加える。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第四十四号

総務局
財務局
福祉保健局
監察医務院

東京都監察医務院処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第五十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第四条第一項中「係に係長を」を削り、同条第二項中「及び科」を削り、「課長補佐」を「課長代理」に、「置くことができる」を「置く」に改め、同条第三項中「事務室に担当係長を」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第五条第五項中「課長補佐、係長、担当係長、部門担当主任技術員、次席及び主任技術員」を「課長代理及び部門担当主任技術員」に改める。

第六条第七項及び第八項を次のように改める。

7 課長代理は、事務長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、事務長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて事務長に報告するものとする。

8 部門担当主任技術員は、科長の命を受け、担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、科長を補佐し、担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて科長に報告するものとする。

第六条中第九項を削り、第十項を第九項とする。

第九条第一号中「こと」の下に「（課長代理の権限に属するものを除く。）」を加える。

第十条第一号中「こと」の下に「（部門担当主任技術員の権限に属するものを除く。）」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（課長代理の決定対象事案）

第十条の二 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

一 課長代理が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関する事案。

二 報告、答申、進達及び副申に関する事案（簡易なものに限る。）。

三 申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事案（簡易なものに限る。）。

四 諸証明に関する事案（簡易なものに限る。）。

五 文書の受理に関する事案（簡易なものに限る。）。

（部門担当主任技術員の決定対象事案）

第十条の三 部門担当主任技術員の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

一 部門担当主任技術員が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関する事案。

二 諸証明に関する事案（簡易なものに限る。）。

第十一条中「又は科長」を「科長、課長代理又は部門担当主任技術員」に改める。

附則中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第四十五号

総務局
財務局
福祉保健局
療育医療センター

東京都立療育医療センター処務規程（昭和六十年東京都訓令第六十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第四条第一項中「係に係長を」を削り、同条第四項中「及び科に課長補佐」を「に課長代理」に、「置くことができる」を「置く」に改め、同条第五項中「事務室に担当係長を」を削り、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第五条第七項中「課長補佐、係長、担当係長、部門担当主任技術員、看護長、次席及び主任技術員」を「課長代理、部門担当主任技術員及び看護長」に改める。

第六条第八項及び第九項を次のように改める。

8 課長代理は、事務次長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、事務次長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて事務次長に報告するものとする。

9 部門担当主任技術員又は看護長は、医長（医長を置かない科にあつては部長。以下この項において同じ。）又は科長の命を受け、担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、医長又は科長を補佐し、担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて医長又は科長に報告するものとする。

第六条中第十項を削り、第十一項を第十項とする。

第十条第一号中「こと」の下に「（課長代理の権限に属するものを除く。）」を加える。

第十一条第一号中「こと」の下に「（部門担当主任技術員の権限に属するものを除く。）」を加える。

第十二条第一号中「こと」の下に「（部門担当主任技術員又は看護長の権限に属するものを除く。）」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（課長代理の決定対象事案）

第十二条の二 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関すること。
- 二 報告、答申、進達及び副申に関すること（簡易なものに限る。）。
- 三 申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること（簡易なものに限る。）。

四 諸証明に関すること（簡易なものに限る。）。
五 文書の受理に関すること（簡易なものに限る。）。

（部門担当主任技術員及び看護長の決定対象事案）

第十二条の三 部門担当主任技術員及び看護長の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

一 部門担当主任技術員又は看護長が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関すること。

二 諸証明に関すること（簡易なものに限る。）。

第十七条第一項中「係に係長を」を削り、同条第二項中「課長補佐」を「課長代理」に、「置くことができる」を「置く」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十八条第三項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。
第十九条第三項を次のように改める。

3 課長代理は、分園長又は次長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、分園長又は次長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて分園長又は次長に報告するものとする。

第十九条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第二十一条第一号中「こと」の下に「（課長代理の権限に属するものを除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（分園の課長代理の決定対象事案）

第二十一条の二 分園の課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関すること。
- 二 報告、答申、進達及び副申に関すること（簡易なものに限る。）。

- 三 申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること（簡易なものに限る。）。
 - 四 諸証明に関すること（簡易なものに限る。）。
 - 五 文書の受理に関すること（簡易なものに限る。）。
- 第二十四条中「第十二条」を「第十二条の三」に、「及び第二十一条」を「から第二十一条の二まで」に、「分園長及び次長」を「課長代理、部門担当主任技術員、看護長、分園長、次長又は分園の課長代理」に改める。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第四十六号

総務局
財務局
福祉保健局
多摩療育園

東京都立多摩療育園処務規程（昭和六十年東京都訓令第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第四条第一項中「係に係長を」を削り、同条第二項中「及び科」を削り、「課長補佐」を「課長代理」に、「置くことができる」を「置く」に改め、同条第三項中「事務室に担当係長を」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第五条第四項中「課長補佐、係長、担当係長、部門担当主任技術員、看護長、次席及び主任技術員」を「課長代理、部門担当主任技術員及び看護長」に改める。

第六条第四項及び第五項を次のように改める。

4 課長代理は、事務長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、事務長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて事務長に報告するものとする。

5 部門担当主任技術員又は看護長は、科長の命を受け、担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、科長を補佐し、担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて科長に報告するものとする。

第六条中第六項を削り、第七項を第六項とする。

第八条第一号中「こと」の下に「（課長代理の権限に属するものを除く。）」を加える。

第九条第一号中「こと」の下に「（部門担当主任技術員又は看護長の権限に属するものを除く。）」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（課長代理の決定対象事案）

第九条の二 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関すること。
- 二 報告、答申、進達及び副申に関すること（簡易なものに限る。）。
- 三 申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること（簡易なものに限る。）。
- 四 諸証明に関すること（簡易なものに限る。）。
- 五 文書の受理に関すること（簡易なものに限る。）。

（部門担当主任技術員及び看護長の決定対象事案）

第九条の三 部門担当主任技術員及び看護長の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 部門担当主任技術員又は看護長が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関すること。
- 二 諸証明に関すること（簡易なものに限る。）。

第十二条中「第九条」を「第九条の三」に、「及び科長」を「科長、課長代理、部門担当主任技術員又は看護長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第四十七号

総務局
財務局
福祉保健局
重症重度心身障害児者施設

東京都立重症重度心身障害児者施設処務規程(昭和四十三年東京都訓令甲第七十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第四条第一項中「係に係長を」を削り、同条第四項中「及び科」を削り、「課長補佐」を「課長代理」に、「置くことができる」を「置く」に改め、同条第五項中「事務室に担当係長を」を削り、同条中第六項を削り、第七項から第九項までを一項ずつ繰り上げる。

第五条第六項中「課長補佐、係長、担当係長、部門担当主任技術員、看護長、次席及び主任技術員」を「課長代理、部門担当主任技術員及び看護長」に改める。

第六条第八項及び第九項を次のように改める。

8 課長代理は、事務次長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、事務次長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて事務次長に報告するものとする。

9 部門担当主任技術員又は看護長は、医長(医長を置かない科にあつては部長。以下この項において同じ。)又は科長の命を受け、担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、医長又は科長を補佐し、担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて医長又は科長に報告するものとする。

第六条中第十項を削り、第十一項を第十項とする。

第九条第一号中「こと」の下に「(課長代理の権限に属するものを除く。)」を加える。

第十条第一号中「こと」の下に「(部門担当主任技術員の権限に属するものを除く。)」を加える。

く。)」を加える。

第十一条第一号中「こと」の下に「(部門担当主任技術員又は看護長の権限に属するものを除く。)」を加え、同条の次に次の二条を加える。
(課長代理の決定対象事案)

第十一条の二 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)及び事故欠勤に関する事案。
- 二 報告、答申、進達及び副申に関する事案(簡易なものに限る。)
- 三 申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事案(簡易なものに限る。)
- 四 諸証明に関する事案(簡易なものに限る。)
- 五 文書の受理に関する事案(簡易なものに限る。)

(部門担当主任技術員及び看護長の決定対象事案)

第十一条の三 部門担当主任技術員及び看護長の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 部門担当主任技術員又は看護長が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)及び事故欠勤に関する事案。
 - 二 諸証明に関する事案(簡易なものに限る。)
- 第十二条中「又は科長」を「科長、課長代理、部門担当主任技術員又は看護長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第四十八号

総務局
財務局
福祉保健局

総合精神保健福祉センター

東京都立総合精神保健福祉センター処務規程(昭和六十年東京都訓令第三十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第四条第一項中「係に係長を」を削り、同条第三項中「課及び科」を「及び課」に、「課長補佐」を「課長代理」に、「置くことができる」を「置く」に改め、同条第四項中「事務室及び広報援助課に担当係長を」を削り、同条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第五条第四項中「課長補佐、係長、担当係長、部門担当主任技術員、次席及び主任技術員」を「課長代理及び部門担当主任技術員」に改める。

第六条第六項及び第七項を次のように改める。
6 課長代理は、事務長又は課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、事務長又は課長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて事務長又は課長に報告するものとする。

7 部門担当主任技術員は、科長の命を受け、担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、科長を補佐し、担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて科長に報告するものとする。

第六条中第八項を削り、第九項を第八項とする。

第九条第一号中「こと」の下に「(課長代理の権限に属するものを除く。)」を加える。

第十条第一号中「こと」の下に「(課長代理又は部門担当主任技術員の権限に属するものを除く。)」を加え、同条第六号中「広報援助課」を「中部総合精神保健福祉センター広報援助課」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(課長代理又は部門担当主任技術員の決定対象事案)

一 課長代理又は部門担当主任技術員が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)及び事故欠勤に関する事案(簡易なものに限る。)
二 報告、答申、進達及び副申に関する事案(簡易なものに限る。)
三 申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事案(簡易なものに限る。)
四 諸証明に関する事案(簡易なものに限る。)
五 文書の受理に関する事案(簡易なものに限る。)
六 精神医療審査会の部会の開催に関する事案(中部総合精神保健福祉センター広報援助課に限り、かつ、簡易なものに限る。)
七 小児精神病患者医療費助成に係る医療券の交付に関する事案(中部総合精神保健福祉センター広報援助課に限り、かつ、簡易なものに限る。)
八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療(精神通院医療に限る。)の公費負担に係る医療受給者証の交付に関する事案(中部総合精神保健福祉センター広報援助課に限り、かつ、簡易なものに限る。)
九 精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事案(中部総合精神保健福祉センター広報援助課に限り、かつ、簡易なものに限る。)
第十二条中「及び第十条」を「、第十条及び第十条の二」に、「又は科長」を「、科長、課長代理又は部門担当主任技術員」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第四十九号

総務局
財務局
福祉保健局
精神保健福祉センター

東京都立精神保健福祉センター処務規程(昭和四十一年東京都訓令甲第四十四号)の一部を次のように改正する。
平成二十七年三月二十五日

第三条第一項中「、係に係長を」を削り、同条第三項中「課長補佐」を「課長代理」に、「置くことができる」を「置く」に改め、同条第四項中「担当係長及び」を削り、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第四条第二項中「課長補佐、係長、担当係長、部門担当主任技術員、次席及び主任技術員」を「課長代理及び部門担当主任技術員」に改める。

第五条第三項を次のように改める。

3 課長代理又は部門担当主任技術員は、所長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、所長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて所長に報告するものとする。

第五条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第六条第一号中「こと」の下に「（課長代理又は部門担当主任技術員の権限に属するものを除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（課長代理又は部門担当主任技術員の決定対象事案）

第六条の二 課長代理又は部門担当主任技術員の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

一 課長代理又は部門担当主任技術員が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関する事案。

二 報告、答申、進達及び副申に関する事案（簡易なものに限る。）。

三 申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事案（簡易なものに限る。）。

四 諸証明に関する事案（簡易なものに限る。）。

五 文書の受理に関する事案（簡易なものに限る。）。

第九条中「第六条」の下に「及び第六条の二」を、「所長」の下に「、課長代理又は部門担当主任技術員」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第五十号

総務局
財務局
福祉保健局
動物愛護相談センター

東京都動物愛護相談センター処務規程（昭和四十二年東京都訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第三条第一項中「、係に係長を」を削り、同条第二項中「課長補佐」を「課長代理」に、「置くことができる」を「置く」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第四条第二項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第五条第二項を次のように改める。

2 課長代理は、所長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、所長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて所長に報告するものとする。

第五条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第六条第一号中「こと」の下に「（課長代理の権限に属するものを除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（課長代理の決定対象事案）

第六条の二 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

一 課長代理が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関する事案。

二 報告、答申、進達及び副申に関する事(簡易なものに限る。)
 三 申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事(簡易なものに限る。)
 四 諸証明に関する事(簡易なものに限る。)
 五 文書の受理に関する事(簡易なものに限る。)

第十二条第一項中「、係に係長を」を削り、同条第二項中「課長補佐」を「課長代理」に、「置くことができる」を「置く」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十三条第二項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第十四条第二項を次のように改める。

2 課長代理は、支所長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、支所長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて支所長に報告するものとする。

第十四条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十五条第一号中「こと」の下に「(支所の課長代理の権限に属するものを除く。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(支所の課長代理の決定対象事案)

第十五条の二 支所の課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)、及び事故欠勤に関する事。
 - 二 報告、答申、進達及び副申に関する事(簡易なものに限る。)
 - 三 申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事(簡易なものに限る。)
 - 四 諸証明に関する事(簡易なものに限る。)
 - 五 文書の受理に関する事(簡易なものに限る。)
- 第二十条第二項中「担当係長」を「課長代理」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。
- 第二十一条第一項中「、担当係長及び次席」を「及び課長代理」に改める。

第二十二条第二項を次のように改める。

2 課長代理は、出張所長の命を受け、担任の事務を処理するとともに、出張所長を補佐し、担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて出張所長に報告するものとする。

第二十二条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十六条中「第六条」の下に「、第六条の二」を、「第十五条」の下に「、第十五条の二」を、「所長」の下に「、課長代理」を、「支所長」の下に「、支所の課長代理」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第五十一号

総務局
 財務局
 福祉保健局
 食肉衛生検査所

東京都食肉衛生検査所処務規程(昭和三十二年東京都訓令甲第百二十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第一条第六号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)」を「食品表示法(平成二十五年法律第七十号)」に改め、「(他の局に属するものを除く。)」を削る。

第四条第一項中「、係に係長を」を削り、同条第二項中「課長補佐」を「課長代理」に改め、「ことができる」を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第五条第三項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第六条第三項を次のように改める。

3 課長代理は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて課長に報告するものとする。

第六条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「前三項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第八条第一号中「こと」の下に「（課長代理の権限に属するものを除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（課長代理の決定対象事案）

第八条の二 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関する事案。
- 二 報告、答申、進達及び副申に関する事案（簡易なものに限る。）。
- 三 申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事案（簡易なものに限る。）。
- 四 諸証明に関する事案（簡易なものに限る。）。
- 五 文書の受理に関する事案（簡易なものに限る。）。

第十一条中「及び第八条」を「から第八条の二まで」に、「又は課長」を「、課長又は課長代理」に改める。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第五十二号

東京都病院経営本部処務規程（平成十四年東京都訓令第二十九号）の一部を次のよう

総務局	財務局	福祉保健局	病院経営本部
-----	-----	-------	--------

に改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 舩添 要 一

第四条第一項中「、係に係長を」を削り、同条第五項中「課長補佐」を「課長代理」に、「置くことができる」を「置く」に改め、同条中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とする。

第五条第五項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第六条第五項を次のように改める。

5 課長代理は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて課長に報告するものとする。

第六条中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とする。

第七条第一項第三号中「課長補佐並びに係長」を「課長代理」に改め、同項第七号中「二億円」を「三億五千万円」に改める。

第八条第六号中「二億円」を「三億五千万円」に改める。

第九条第一号中「こと」の下に「（課長代理の権限に属するものを除く。）」を加える。

第二十九条を第三十一条とし、第二十八条を第三十条とし、第二十七条中「及び課長（担当課長を含む。）」を「、課長（担当課長を含む。）及び課長代理」に、「及び科長」を「、科長及び課長代理」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十六条中「第十条及び第十一条」を「第十一条及び第十二条」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十五条を第二十七条とする。

第二十四条を第二十五号とし、同条の次に次の一条を加える。

（課長代理の決定対象事案）

第二十六条 庶務課、医事課及び事務局（神経病院に限る。）における課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

一 課長代理が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有

給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)及び事故欠勤に関すること。

二 報告、答申、進達及び副申に関すること(簡易なものに限る。)

三 申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること(簡易なものに限る。)

四 諸証明に関すること(簡易なものに限る。)

五 文書の受理に関すること(簡易なものに限る。)

第二十三条を第二十四条とする。

第二十二條第一号中「こと」の下に「(課長代理の権限に属するものを除く。)」を加え、同条を第二十三条とし、第二十一条を第二十二條とし、第二十条を第二十一条とする。

第十九条第七号中「二億円」を「三億五千万円」に改め、同条を第二十条とする。

第十八条第十一項及び第十二項を次のように改める。

11 課長代理(科を除く。)、部門担当主任技術員又は看護長は、事務局次長、課長、医長(医長を置かない科にあつては部長。以下この項において同じ。)又は科長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、事務局次長、課長、医長又は科長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもって課長に報告するものとする。

12 科における課長代理は、上司の命を受け、看護長の担任の事務又は部門担当主任技術員の担任の事務のうち、特定の事務を処理する。

第十八条第十三項を削り、第十四項を第十三項とし、同条を第十九条とする。

第十七条第七項中「課長補佐、係長、担当係長、部門担当主任技術員、看護長、次席及び主任技術員」を「課長代理、部門担当主任技術員及び看護長」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条第一項中「係に係長を」を削り、同条第六項から第八項までを削り、第九項を第八項とし、第十項を第九項とし、第十一项を第十項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 本部長は、知事の承認を得て、事務局(神経病院に限る。)及び課に課長代理を置く。

7 本部長は、知事の承認を得て、科に部門担当主任技術員及び課長代理を、看護科に看護長及び課長代理を置くことができる。

第十六条を第十七条とし、第十条から第十五条までを一条ずつ繰り下げ、第九条の次に次の一条を加える。

(課長代理の決定対象事案)

第十条 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

一 課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)及び事故欠勤に関すること。

二 許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関すること(簡易なものに限る。)

三 諸証明に関すること(簡易なものに限る。)

四 報告、答申、進達及び副申に関すること(簡易なものに限る。)

五 申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること(簡易なものに限る。)

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第五十三号

総 務 局

財 務 局

産 業 局

労働相談情報センター

東京都労働相談情報センター処務規程(平成十六年東京都訓令第五十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第四条第一項中「係に係長を」を削り、同条第二項中「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第五条第三項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

項を同条第三項とし、同条を第十六条とする。

3 課長代理は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐する。

第十四条第二項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改め、同条を第十五条とする。

第六条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「前三項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第十三条第一項中「、係に係長を」を削り、同条第二項中「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第十四条とする。

第八条第一号中「こと」の下に「（課長代理の権限に属するものを除く。）」を加える。

第十二条を第十三条とし、第九条から第十一条までを一条ずつ繰り下げ、第八条の次に次の一条を加える。

第二十二條を第二十四條とし、第二十一條を第二十三條とし、第二十條を第二十二條とする。

（課長代理の決定対象事案）
 第九条 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

第十九条中「及び第十六条」を「、第九条、第十七条及び第十八条」に改め、「又は事務所長」を「、事務所長又は課長代理」に改め、同条を第二十一条とする。

一 課長代理が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関すること。

第十八条を第二十条とし、第十七条を第十九条とする。

二 報告、答申、進達及び副申に関すること（簡易なものに限る。）。

第十六条第一号中「こと」の下に「（課長代理の権限に属するものを除く。）」を加え、同条を第十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

三 申請、照会、回答及び通知に関すること（簡易なものに限る。）。

（事務所の課長代理の決定対象事案）
 第十八条 事務所の課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

四 諸証明に関すること（簡易なものに限る。）。

一 課長代理が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関すること。

五 文書の受理に関すること（簡易なものに限る。）。

二 報告、答申、進達及び副申に関すること（簡易なものに限る。）。

附 則
 この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

三 申請、照会、回答及び通知に関すること（簡易なものに限る。）。

●東京都訓令第五十四号

四 諸証明に関すること（簡易なものに限る。）。

総務局 財務局 職業能力開発センター

五 文書の受理に関すること（簡易なものに限る。）。

東京都立職業能力開発センター 処務規程（平成十九年東京都訓令第三十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第三条の表人材育成課の項第四号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同表再就職促進訓練室の項第一号中「再就職促進等委託訓練（以下「委託訓練」という。）」を「委託訓練」に改める。

第四条第一項中「係に係長を」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 局長は、知事の承認を得て、人材育成課及び室に課長代理を、訓練課に課長代理及び職業訓練担当主任指導員を置く。

第四条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第五条第三項中「課長補佐、係長、担当係長、部門担当主任指導員、次席及び主任指導員」を「課長代理及び職業訓練担当主任指導員」に改める。

第六条第二項中「課」の下に「（室を含む。）」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 課長代理又は職業訓練担当主任指導員は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐する。

第六条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第八条第一号中「こと」の下に「（課長代理及び職業訓練担当主任指導員の権限に属するものを除く。）」を加える。

第二十三条を第二十五条とし、第二十二條を第二十四条とする。

第二十一条中「及び第十八条」を「、第九条、第十九条及び第二十条」に、「又は分校長」を「、分校長、課長代理又は職業訓練担当主任指導員」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十条を第二十二條とし、第十九條を第二十一条とする。

第十八条第一号中「こと」の下に「（課長代理及び職業訓練担当主任指導員の権限に属するものを除く。）」を加え、同条を第十九條とし、同条の次に次の一条を加える。

（課長代理及び職業訓練担当主任指導員の決定対象事案）

第二十条 課長代理及び職業訓練担当主任指導員の決定すべき事案は、おおむね次のと

おりとする。

一 課長代理及び職業訓練担当主任指導員が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関する事案。

二 報告、答申、進達及び副申に関する事案（簡易なものに限る。）。

三 申請、照会、回答及び通知に関する事案（簡易なものに限る。）。

四 諸証明に関する事案（簡易なものに限る。）。

五 文書の受理に関する事案（簡易なものに限る。）。

第十七条第二項を次のように改める。

2 課長代理又は職業訓練担当主任指導員は、校長又は分校長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、校長又は分校長を補佐する。

第十七条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第十八條とする。

第十六条第二項中「課長補佐、係長、担当係長、部門担当主任指導員、次席及び主任指導員」を「課長代理及び職業訓練担当主任指導員」に改め、同条を第十七條とする。

第十五条第一項中「係に係長を」を削り、同条第二項中「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条第三項中「担当係長及び部門担当主任指導員」を「職業訓練担当主任指導員」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第十六條とする。

第十四条を第十五條とし、第十三條を第十四條とし、第十二條を第十三條とする。

第十一条第三項の表中

「江戸川校」を「江戸川校」に改め、同条を第十二條とする。

第十条を第十一条とし、第九條を第十条とし、第八條の次に次の一条を加える。

（課長代理及び職業訓練担当主任指導員の決定対象事案）

第九条 課長代理及び職業訓練担当主任指導員の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

一 課長代理及び職業訓練担当主任指導員が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場

合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)及び事故欠勤に関すること。

二 報告、答申、進達及び副申に関すること(簡易なものに限る。)。

三 申請、照会、回答及び通知に関すること(簡易なものに限る。)。

四 諸証明に関すること(簡易なものに限る。)。

五 文書の受理に関すること(簡易なものに限る。)。

附則
この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第五十五号

総務局
財務局
産業労働局
東京障害者職業能力開発校

東京障害者職業能力開発校処務規程(昭和三十三年東京都訓令甲第四十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第四条第一項中「、係に係長を」を削り、同条第二項中「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条第三項中「部門担当主任指導員を置くことができる」を「職業訓練担当主任指導員を置く」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第五条第三項中「課長補佐、係長、部門担当主任指導員、次席及び主任指導員」を「課長代理及び職業訓練担当主任指導員」に改める。

第六条第三項を次のように改める。

3 課長代理又は職業訓練担当主任指導員は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐する。

第六条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「前各項」を「前三項」に改め、同項

を同条第四項とする。

第八条第一号中「こと」の下に「(課長代理及び職業訓練担当主任指導員の権限に属するものを除く。)」を加える。

第十二条を第十五条とし、第九条から第十一条までを三条ずつ繰り下げ、第八条の三を第十一条とする。

第八条の二中「前二条」を「前三条」に改め、「又は課長」を「、課長、課長代理又は職業訓練担当主任指導員」に改め、同条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(課長代理及び職業訓練担当主任指導員の決定対象事案)

第九条 課長代理及び職業訓練担当主任指導員の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

一 課長代理及び職業訓練担当主任指導員が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)及び事故欠勤に関すること。

二 報告、答申、進達及び副申に関すること(簡易なものに限る。)。

三 申請、照会、回答及び通知に関すること(簡易なものに限る。)。

四 諸証明に関すること(簡易なものに限る。)。

五 文書の受理に関すること(簡易なものに限る。)。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第五十六号

総務局
財務局
産業労働局
島しょ農林水産総合センター

東京都島しょ農林水産総合センター処務規程(平成十七年東京都訓令第二十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

第四条第一項中「、係に係長を」を削り、同条第三項中「課長補佐を置くことができ」を「課長代理を置く」に改め、同条第四項中「、課及び室に担当係長を」を削り、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

第五条第四項中「課長補佐、係長、担当係長、主任研究員及び次席」を「課長代理及び主任研究員」に改める。

第六条第四項を次のように改める。

4 課長代理又は主任研究員は、課長又は室長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長又は室長を補佐する。

第六条中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とする。

第七条第一号中「(室長を含む。以下同じ。)」を「、室長」に改め、「事業所長」の下に「(三宅事業所長を除く。第十五条第一項、第十六条第一項及び第十七条において同じ。)」を加え、同条に次の一号を加える。

七 重要な許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関すること。

第八条(見出しを含む。)中「課長」の下に「又は室長」を加え、同条第一号中「こと」の下に「(課長代理、主任研究員又は三宅事業所長の権限に属するものを除く。)」を加え、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関すること(重要なものを除く。)。第二十二条を第二十五条とし、第二十一条を第二十四条とし、第二十条を第二十三条とする。

第十九条中「、第八条及び第十六条」を「から第九条まで及び第十七条から第十九条まで」に、「又は事業所長」を「、室長、課長代理、主任研究員、事業所長又は主任普及指導員」に改め、同条を第二十二条とする。

第十八条を第二十一条とし、第十七条を第二十条とする。

第十六条第一項第一号中「こと」の下に「(課長代理、主任研究員又は主任普及指導員の権限に属するものを除く。)」を加え、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八

号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関すること(重要なものを除く。)。第十六条中第二項及び第三項を削り、同条を第十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

(三宅事業所長の決定対象事案)

第十八条 三宅事業所長の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

一 三宅事業所長が指揮監督する職員の事務分掌、出張、休暇、超過勤務、休日勤務、週休日の変更及び職務に専念する義務の免除に関すること(課長代理及び主任普及指導員の権限に属するものを除く。)。二 報告、答申、進達及び副申に関すること(簡易なものに限る。)。三 申請、照会、回答及び通知に関すること(簡易なものに限る。)。四 許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関すること(簡易なものに限る。)。五 諸証明に関すること(簡易なものに限る。)。六 文書の受理に関すること(簡易なものに限る。)

(事業所の課長代理、主任研究員又は主任普及指導員の決定対象事案)

第十九条 事業所の課長代理、主任研究員又は主任普及指導員の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

一 事業所の課長代理、主任研究員又は主任普及指導員が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)及び事故欠勤に関すること。二 報告、答申、進達及び副申に関すること(簡易なものに限る。)。三 申請、照会、回答及び通知に関すること(簡易なものに限る。)。四 許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関すること(簡易なものに限る。)。五 諸証明に関すること(簡易なものに限る。)。六 文書の受理に関すること(簡易なものに限る。)

第十五条中第二項及び第三項を次のように改める。

2 三宅事業所長は、課長の命を受け、事業所の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

3 事業所の課長代理、主任研究員及び主任普及指導員は、事業所長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、事業所長を補佐する。

第十五条第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第十六条とする。

第十四条第一項中「（三宅事業所長を除く。第十六条第一項及び第二項において同じ。）」を削り、同条第二項中「三宅事業所長」の下に「、課長代理、主任研究員及び主任普及指導員」を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第十五条とする。

第十三条第一項中「及び主任普及指導員を、係に係長」を削り、同条第二項中「（三宅事業所にあつては、センター）」に課長補佐を置くことができる」を「に課長代理を置く」に改め、同条第三項中「主任研究員」の下に「及び主任普及指導員」を加え、同条第四項中「係に次席」を「知事の承認を得て、三宅事業所に課長代理及び主任普及指導員」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条を第十三条とする。

第十一条第二項中「第十三条第三項」を「第十四条第二項及び第三項」に改め、同条第三項中「第十三条第一項」を「第十四条第三項及び第四項」に改め、同条を第十二条とする。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（課長代理又は主任研究員の決定対象事案）

第九条 課長代理又は主任研究員の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理又は主任研究員が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関すること。

二 報告、答申、進達及び副申に関すること（簡易なものに限る。）。

三 申請、照会、回答及び通知に関すること（簡易なものに限る。）。

四 許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関すること（簡易なものに限る。）。

五 諸証明に関すること（簡易なものに限る。）。

六 文書の受理に関すること（簡易なものに限る。）。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第五十七号

総務局
財務局
産業労働局
農業振興事務所

東京都農業振興事務所処務規程（平成十六年東京都訓令第四十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第四条第一項中「、係に係長を」を削り、同条第二項中「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第五条第三項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第六条第三項を次のように改める。

3 課長代理は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐する。

第六条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第八条第一号中「こと」の下に「（課長代理の権限に属するものを除く。）」を加える。

第二十二条を第二十四条とし、第二十一条を第二十三条とし、第二十条を第二十二條とする。

第十九条中「、第八条及び第十六条」を「から第九条まで、第十七条及び第十八条」に、「又はセンター所長」を「、センター所長、課長代理又は主任普及指導員」に改め、

同条を第二十一条とする。

第十八条を第二十条とし、第十七条を第十九条とする。

第十六条第一号中「こと」の下に「(課長代理及び主任普及指導員の権限に属するものを除く。)」を加え、同条を第十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(センターの課長代理及び主任普及指導員の決定対象事案)

第十八条 センターの課長代理及び主任普及指導員の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

一 課長代理及び主任普及指導員が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)、及び事故欠勤に関する事案。

二 報告、答申、進達及び副申に関する事案(簡易なものに限る。)

三 申請、照会、回答及び通知に関する事案(簡易なものに限る。)

四 諸証明に関する事案(簡易なものに限る。)

五 文書の受理に関する事案(簡易なものに限る。)

第十五条第二項を次のように改める。

2 課長代理及び主任普及指導員は、センター所長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、センター所長を補佐する。

第十五条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第十六条とする。

第十四条第二項中「課長補佐、係長、主任普及指導員及び次席」を「課長代理及び主任普及指導員」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条第一項中「係に係長を」を削り、同条第二項中「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第十四条とする。

第十二条を第十三条とし、第九条から第十一条までを一条ずつ繰り下げ、第八条の次に次の一条を加える。

(課長代理の決定対象事案)

第九条 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

一 課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)、及び事故欠勤に関する事案。

二 報告、答申、進達及び副申に関する事案(簡易なものに限る。)

三 申請、照会、回答及び通知に関する事案(簡易なものに限る。)

四 許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関する事案(簡易なものに限る。)

五 諸証明に関する事案(簡易なものに限る。)

六 文書の受理に関する事案(簡易なものに限る。)

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第五十八号

東京都病害虫防除所処務規程(昭和三十二年東京都訓令甲第八十九号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条第二項中「所に次席」を「知事の承認を得て、所に課長代理」に改める。

第三条第一項中「次席」を「課長代理」に改める。

第四条第二項を次のように改める。

2 課長代理は、所長の命を受け、担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、所長を補佐する。

第五条第一号中「こと」の下に「(課長代理の権限に属するものを除く。)」を加える。

総務局 財務局 産業労働局 病害虫防除所

第十條を第十一條とし、第七條から第九條までを一條ずつ繰り下げる。
 第六條中「前條」を「前二條」に改め、「所長」の下に「又は課長代理」を加え、同條を第七條とし、第五條の次に次の一條を加える。

(課長代理の決定対象事案)

第六條 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)、及び事故欠勤に関する事。
- 二 報告、進達及び副申に関する事(簡易なものに限る。)
- 三 申請、照会、回答及び通知に関する事(簡易なものに限る。)

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第五十九号

総務局
 財務局
 産業労働局
 家畜保健衛生所

東京都家畜保健衛生所処務規程(昭和四十六年東京都訓令甲第五十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第三條第一項中「係に係長を」を削り、同條第二項中「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同條第三項及び第四項を削り、同條第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同條第三項とする。

第四條第二項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第五條第二項を次のように改める。

2 課長代理は、所長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に

係る職員を指揮監督するとともに、所長を補佐する。
 第五條第三項及び第四項を削り、同條第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同條第三項とする。

第六條第一号中「支所長及び職員(支所長の指揮監督する職員を除く。)」を「所長が指揮監督する職員」に改め、「こと」の下に「(課長代理、肥飼料検査センター所長及び支所長の権限に属するものを除く。)」を加える。

第二十條を第二十二條とし、第十九條を第二十一條とし、第十八條を第二十條とする。
 第十七條中「及び第十四條」を「、第七條、第十五條及び第十六條」に、「又は支所長」を「、課長代理、検査センター所長又は支所長」に改め、同條を第十九條とする。

第十六條を第十八條とし、第十五條を第十七條とする。

第十四條第一号中「こと」の下に「(支所の課長代理の権限に属するものを除く。)」を加え、同條第二号及び第三号を次のように改める。

- 二 報告、進達及び副申に関する事(簡易なものに限る。)
 - 三 申請、照会、回答及び通知に関する事(簡易なものに限る。)
- 第十四條を第十六條とする。

第十三條第二項を次のように改める。

2 検査センターの課長代理は、所長の命を受け、担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに所長を補佐する。

第十三條中第三項を削り、第四項を第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 支長の課長代理は、支所長の命を受け、担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、支所長を補佐する。

第十三條中第五項を削り、第六項を第五項とし、同條を第十四條とし、同條の次に次の一條を加える。

(検査センターの所長及び課長代理並びに支所の課長代理の決定対象事案)

第十五條 検査センターの所長及び課長代理並びに支所の課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 検査センターの所長及び課長代理並びに支所の課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)、及び事故欠勤に関する事。

二 報告、進達及び副申に関する事(簡易なものに限る。)

三 申請、照会、回答及び通知に関する事(簡易なものに限る。)

第十二条第一項中「担当係長及び次席」を「及び課長代理」に、「次席」を「課長代理」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条第二項中「に担当係長」を「及び支所に課長代理」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第十二条とする。

第十条を第十一条とし、第七条から第九条までを一条ずつ繰り下げ、第六条の次に次の一条を加える。

(課長代理の決定対象事案)

第七条 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)、及び事故欠勤に関する事。
- 二 報告、答申、進達及び副申に関する事(簡易なものに限る。)
- 三 申請、照会、回答及び通知に関する事(簡易なものに限る。)
- 四 諸証明に関する事(簡易なものに限る。)
- 五 文書の受理に関する事(簡易なものに限る。)

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第六十号

東京都森林事務所処務規程(平成十四年東京都訓令第四十五号)の一部を次のように改正する。

森	産	財	総
林	業	務	務
事	勞	務	局
務	働	局	
所	局		

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 舛添 要一

第四条第一項中「係に係長を」を削り、同条第二項中「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「係及び出張所に次席」を「知事の承認を得て、出張所に課長代理」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第五条第三項中「課長補佐、係長、担当係長、出張所長及び次席」を「課長代理及び出張所長」に改める。

第六条第三項から第五項までを次のように改める。

3 課長代理又は出張所長は、課長の命を受け、係の事務、担任の事務又は出張所の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督する。

4 課長代理は、課長を補佐する。

5 出張所の課長代理は、出張所長の命を受け、担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、出張所長を補佐する。

第八条第一号中「こと」の下に「(課長代理及び出張所長の権限に属するものを除く。)」を加える。

第十四条を第十五条とし、第十条から第十三条までを一条ずつ繰り下げる。

第九条中「前二条」を「前三条」に、「又は課長」を「課長、課長代理又は出張所長」に改め、同条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(課長代理及び出張所長の決定対象事案)

第九条 課長代理及び出張所長の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理及び出張所長が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)、及び事故欠勤に関する事。
- 二 報告、答申、進達及び副申に関する事(簡易なものに限る。)
- 三 申請、照会、回答及び通知に関する事(簡易なものに限る。)
- 四 許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関する事(簡易なものに限る。)
- 五 諸証明に関する事(簡易なものに限る。)

六 文書の受理に関すること(簡易なものに限る。)
附則
この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第六十一号

総務局
財務局
産業労働局
皮革技術センター

東京都立皮革技術センター処務規程(昭和五十八年東京都訓令第十八号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

目次中「第八条」を「第九条」に、「(第九条―第十七条)」を「(第十条―第十九条)」に、「(第十八条―第二十条)」を「(第二十条―第二十二条)」に改める。

第三条第一項中「、係に係長を」を削り、同条第三項中「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条第四項中「担当係長及び」を削り、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

第四条第三項中「課長補佐、係長、担当係長、主任研究員及び次席」を「課長代理及び主任研究員」に改める。

第五条第三項を次のように改める。

3 課長代理又は主任研究員は、所長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、所長を補佐する。

第五条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第六条第一号中「こと」の下に「(課長代理又は主任研究員の権限に属するものを除く。)」を加え、同条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関すること(重要なものを除く。)
第二十条を第二十二条とし、第十九条を第二十一条とする。

第十八条中「及び第十五条」を「、第七条、第十六条及び第十七条」に、「及び支所長」を「、支所長、課長代理及び主任研究員」に改め、第四章中同条を第二十条とする。

第十七条を第十九条とし、第十六条を第十八条とする。

第十五条第一号中「こと」の下に「(課長代理の権限に属するものを除く。)」を加え、同条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関すること(重要なものを除く。)
第十五条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(課長代理の決定対象事案)

第十七条 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)及び事故欠勤に関すること。
- 二 報告、答申、進達及び副申に関すること(簡易なものに限る。)
- 三 申請、照会、回答及び通知に関すること(簡易なものに限る。)
- 四 諸証明に関すること(簡易なものに限る。)
- 五 文書事務に関すること(簡易なものに限る。)

第十四条第二項及び第三項を次のように改める。

2 課長代理は、支所長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督する。

3 課長代理は、支所長を補佐する。

第十四条第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第十五条とする。

第十三条第二項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条第一項中「、係に係長を」を削り、同条第二項中「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前

各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第十三条とする。
 第十一条を第十二条とし、第七条から第十条までを一条ずつ繰り下げ、第六条の次に次の一条を加える。

(課長代理又は主任研究員の決定対象事案)

第七条 課長代理又は主任研究員の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理又は主任研究員が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)、及び事故欠勤に関する事。
 - 二 報告、答申、進達及び副申に関する事(簡易なものに限る。)
 - 三 申請、照会、回答及び通知に関する事(簡易なものに限る。)
 - 四 諸証明に関する事(簡易なものに限る。)
 - 五 文書事務に関する事(簡易なものに限る。)
- 附則
 この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第六十二号

総務局 財務局 中央卸売市場
 産業労働局

東京都中央卸売市場処務規程(昭和三十二年東京都訓令甲第百九号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外添 要 一

第二条第二項を削る。

第三条の表管理部の部総務課の項中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の二号を加える。

十三 中央卸売市場内の整理及び取締りに係る連絡調整に関する事。

第三条の表管理部の部市場政策課の項に次の一号を加える。

八 中央卸売市場内の衛生に係る連絡調整に関する事。

第三条の表管理部の部財務課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 築地市場跡地利用に係る計画及び調整に関する事。

第三条の表事業部の部業務課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同部施設課の項に次の一号を加える。

三 築地市場跡地利用に係る土地、建物その他の施設の工事の設計及び施行に関する事。

第三条の表新市場整備部の部管理課の項第二号中「及び築地市場跡地利用」を削り、同部施設整備課の項第一号中「及び築地市場跡地利用」を削る。

第四条第一項中「、係に係長を」を削り、同条第五項中「課長補佐」を「課長代理」に改め、「ことができる」を削り、同条第六項及び第七項を削り、同条第八項を同条第六項とする。

第五条第四項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第六条第四項を次のように改める。

4 課長代理は、課長の命を受け、担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて課長に報告するものとする。

第六条中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とする。

第七条第一項第四号及び第八号第三号中「二億円」を「三億五千万円」に改める。

第九条第一号中「こと」の下に「(課長代理の権限に属するものを除く。)」を加える。

第二十二條を第二十四條とし、第二十一條を第二十三條とする。

第二十条中「含む。」の下に「、課長代理」を、「市場の課長」の下に「若しくは課長代理」を加え、同条を第二十二條とする。

第十九條中「第十条及び第十一条」を「第十一条及び第十二條」に改め、同條を第二十一條とする。

第十八条第一号中「こと」の下に「(課長代理の権限に属するものを除く。)」を加え、同条を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(市場の課長代理の決定対象事案)

第二十条 市場の課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)及び事故欠勤に関する事案。

二 報告、答申、進達及び副申に関する事案(簡易なものに限る。)

三 申請、照会、回答及び通知に関する事案(簡易なものに限る。)

四 許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関する事案(簡易なものに限る。)

五 諸証明に関する事案(簡易なものに限る。)

六 文書の受理に関する事案(簡易なものに限る。)

第十七条第二項第一号中「こと」の下に「(課長代理の権限に属するものを除く。)」を加え、同条を第十八条とする。

第十六条第四項を次のように改める。

4 課長代理は、場長(豊島市場、淀橋市場、足立市場、板橋市場、世田谷市場、北足立市場、多摩ニュータウン市場及び葛西市場に限る。以下この項において同じ。)又は課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、場長又は課長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて課長に報告するものとする。

第十六条中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とし、同条を第十七条とする。

第十五条第三項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条第一項中「、係に係長を」を削り、同条第四項中「課長補佐」を「課長代理」に改め、「ことができる」を削り、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とし、同条を第十五条とする。

第十三条を第十四条とし、第十条から第十二条までを一条ずつ繰り下げ、第九条の次に次の一条を加える。

(課長代理の決定対象事案)

第十条 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)及び事故欠勤に関する事案。

二 報告、答申、進達及び副申に関する事案(簡易なものに限る。)

三 申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事案(簡易なものに限る。)

四 許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関する事案(簡易なものに限る。)

五 諸証明に関する事案(簡易なものに限る。)

六 文書の受理に関する事案(簡易なものに限る。)

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第六十三号

総務局	財務局	建設局	土木技術支援・人材育成センター
-----	-----	-----	-----------------

東京都土木技術支援・人材育成センター処務規程(平成二十一年東京都訓令第三十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第四条第一項中「、係に係長を」を削り、同条第二項中「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第五条第三項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第六条第三項を次のように改める。

3 課長代理は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に

係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもって課長に報告するものとする。

第六条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第七条第二号中「二億円」を「三億五千万円」に改め、同条に次の一号を加える。

八 重要な許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関すること。

第八条第一号中「こと」の下に「(課長代理の権限に属するものを除く。)」を加え、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関すること(重要なものを除く。)

第十三条を第十四条とし、第十条から第十二条までを一条ずつ繰り下げる。

第九条中「前二条」を「前三条」に、「又は課長」を「、課長又は課長代理」に改め、同条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(課長代理の決定対象事案)

第九条 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)、及び事故欠勤に関すること。
- 二 報告、答申、進達及び副申に関すること(簡易なものに限る。)
- 三 申請、照会、回答及び通知に関すること(簡易なものに限る。)
- 四 許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関すること(簡易なものに限る。)
- 五 諸証明に関すること(簡易なものに限る。)
- 六 文書の受理に関すること(簡易なものに限る。)

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第六十四号

財 務 局
総 務 局

建設局
建設事務所
東京都建設事務所処務規程(昭和三十二年東京都訓令甲第九十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 舩 添 要 一

第二条第三項中「西多摩建設事務所」の下に「、北多摩南部建設事務所」を加え、同条第四項中「及び北多摩南部建設事務所」を削り、同条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「、品川線建設事務所」を削り、同項を同条第八項とする。

第三条第二項の表工事課の項第一号中「及び品川線建設事務所」を削り、同項第二号中「(品川線建設事務所に属するものを除く。)」を削り、同条第八項の表用地第一課の項中「用地第一課」を「用地課」に改め、同項第一号中「及び橋りよう」を「、橋りよう及び河川等」に改め、同項の表用地第二課の項及び同条第九項を削り、同条第十項を同条第九項とする。

第四条第一項中「、品川線建設事務所に品川線建設事務所長を」及び「、係に係長を」を削り、同条第四項中「、品川線建設事務所」を削り、「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とする。

第五条第二項中「、品川線建設事務所長」を削り、同条第四項中「課長補佐」を「課長代理」に改め、「係長、担当係長及び次席」を削る。

第六条第一項中「所属職員が」を「所属職員を」に改め、同条第三項中「、品川線建設事務所長」及び「、品川線建設事務所」を削り、同条第五項を次のように改める。

5 課長代理、工区長、事業センター長又は工事事務所長は、課長又は出張所長の命を受け、それぞれ係の事務、工区の事務、事業センターの事務、工事事務所の事務又は出張所長を補佐し、それぞれ係の事務、工区の事務、事業センターの事務、工事事務所の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもって課長又は出張所長に報告するものとする。

第六条中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とする。

第七条第一号中「品川線建設事務所長」を削り、同条第二号中「二億円」を「三億五千万円」に改め、同条に次の一号を加える。

十 重要な許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関する事。

第八条の見出し中「品川線建設事務所長」を削り、同条中「品川線建設事務所長」を削り、同条第一号中「品川線建設事務所長」を削り、「こと」の下に「(課長代理の権限に属するものを除く。)」を加え、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関する事(重要なものを除く。)

第十二条を第十四条とする。

第十一条の見出し中「品川線建設事務所」を削り、同条中「品川線建設事務所長及び」及び「品川線建設事務所」を削り、同条第十三条とする。

第十条第一項各号中「第二建設事務所にあつては品川線建設事務所の、」を削り、同条第二項中「品川線建設事務所長及び」を削り、同条第三項中「品川線建設事務所又は」及び「品川線建設事務所長及び」を削り、同条を第十二条とし、第九条を第十一条とする。

第八条の二中「前二条」を「前三条」に改め、「品川線建設事務所長又は」を削り、「出張所長」の下に「又は課長代理」を加え、同条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(課長代理、工区長、事業センター長又は工事事務所長の決定対象事案)

第九条 課長代理、工区長、事業センター長又は工事事務所長の決定すべき事案は、おむね次のとおりとする。

- 一 課長代理、工区長、事業センター長又は工事事務所長が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)、及び事故欠勤に関する事。
- 二 報告、答申、進達及び副申に関する事(簡易なものに限る。)
- 三 申請、照会、回答及び通知に関する事(簡易なものに限る。)
- 四 許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関する事(簡易なものに限る。)

五 諸証明に関する事(簡易なものに限る。)

六 文書の受理に関する事(簡易なものに限る。)

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第六十五号

総務局
財務局
建設局
江東治水事務所

東京都江東治水事務所処務規程(昭和三十三年東京都訓令甲第三十八号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 舩 添 要 一

第四条第一項中「係に係長を」を削り、同条第四項中「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とする。

第五条第三項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第六条第四項を次のように改める。

4 課長代理は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて課長に報告するものとする。

第六条中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とする。

第七条第二号中「二億円」を「三億五千万円」に改め、同条に次の一号を加える。

十 重要な許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関する事。

第八条第一号中「こと」の下に「(課長代理の権限に属するものを除く。)」を加え、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関する事(重要なものを除く。)

第十二条を第十四条とし、第九条から第十一条までを一条ずつ繰り下げ、第八条の二中「前二条」を「前三条」に、「又は課長」を「課長又は課長代理」に改め、同条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(課長代理の決定対象事案)

第九条 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)及び事故欠勤に関する事。
 - 二 報告、答申、進達及び副申に関する事(簡易なものに限る。)
 - 三 申請、照会、回答及び通知に関する事(簡易なものに限る。)
 - 四 許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関する事(簡易なものに限る。)
 - 五 諸証明に関する事(簡易なものに限る。)
 - 六 文書の受理に関する事(簡易なものに限る。)
- 附則
この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第六十六号

東京都公園緑地事務所処務規程(昭和三十二年東京都訓令甲第九十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第四条第一項中「係に係長を」を削り、同条第四項中「課長補佐」を「課長代理」に改め、「ことができる」を削り、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とする。

第五条第四項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第六条第五項を次のように改める。

5 課長代理は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて課長に報告するものとする。

第六条中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とする。

第七条第二号中「二億円」を「三億五千万円」に改め、同条に次の一号を加える。

十一 重要な許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関する事。

第八条第一号中「こと」の下に「(課長代理の権限に属するものを除く。)」を加え、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関する事(重要なものを除く。)

第十二条を第十四条とし、第九条から第十一条までを二条ずつ繰り下げる。

第八条の二中「前二条」を「前三条」に、「又は課長」を「課長又は課長代理」に改め、同条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(課長代理の決定対象事案)

第九条 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)及び事故欠勤に関する事。
 - 二 報告、答申、進達及び副申に関する事(簡易なものに限る。)
 - 三 申請、照会、回答及び通知に関する事(簡易なものに限る。)
 - 四 許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関する事(簡易なものに限る。)
 - 五 諸証明に関する事(簡易なものに限る。)
 - 六 文書の受理に関する事(簡易なものに限る。)
- 附則
この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第六十七号

総務局
財務局
港湾局
東京港管理事務所

東京都東京港管理事務所処務規程(昭和四十六年東京都訓令第九十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第四条第一項中「、係に係長を」を削り、同条第三項中「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「前各項(第三項を除く。)」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第五条第三項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第六条第四項を次のように改める。

4 課長代理は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて課長に報告するものとする。

第六条中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とする。

第七条第二号中「二億円」を「三億五千万円」に改める。

第八条第一号中「こと」の下に「(課長代理の権限に属するものを除く。)」を加える。

第十三条を第十四条とし、第十条から第十二条までを一条ずつ繰り下げる。

第九条中「前二条の規定により所長又は課長」を「前三条の規定により所長、課長又は課長代理」に改め、同条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(課長代理の決定対象事案)

第九条 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

一 課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)及び事故欠勤に関すること。

二 報告、答申、進達及び副申に関すること(簡易なものに限る。)
三 申請、照会、回答及び通知に関すること(簡易なものに限る。)
四 諸証明に関すること(簡易なものに限る。)
五 文書の受理に関すること(簡易なものに限る。)

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則

●東京都訓令第六十八号

総務局
財務局
港湾局
東京港建設事務所

東京都東京港建設事務所処務規程(昭和三十二年東京都訓令第四百号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第四条第一項中「、係に係長を」を削り、同条第三項中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第四項中「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とする。

第五条第三項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第六条第四項を次のように改める。

4 課長代理は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて課長に報告するものとする。

第六条中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とする。

第七条第一号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第二号中「二億円」を「三億五千万円」に改める。

第八条第一号中「こと」の下に「(課長代理の権限に属するものを除く。)」を加える。

る。

第十九条を第二十一条とし、第十六条から第十八条までを二条ずつ繰り下げる。

第十五条中「第七条、第八条及び前条の規定により所長、課長又はセンター所長」を「第七条から第九条まで、第十五条及び前条の規定により所長、課長、センター所長又は課長代理」に改め、同条を第十七条とする。

第十四条第一号中「こと」の下に「(課長代理の権限に属するものを除く。)」を加え、同条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(センターにおける課長代理の決定対象事案)

第十六条 センターにおける課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)、及び事故欠勤に関する事案。
- 二 海岸保全施設の管理に関する事案(簡易なものに限る。)
- 三 報告、答申、進達及び副申に関する事案(簡易なものに限る。)
- 四 申請、照会、回答及び通知に関する事案(簡易なものに限る。)
- 五 諸証明に関する事案(簡易なものに限る。)
- 六 文書の受理に関する事案(簡易なものに限る。)

第十三条第二項を次のように改める。

2 課長代理は、センター所長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、センター所長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつてセンター所長に報告するものとする。

第十三条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第十四条とする。

第十二条第一項中「所長は、」の下に「参事又は」を加え、同条第二項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条第一項中「、係に係長を」を削り、同条第二項中「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前

各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第十二条とする。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(課長代理の決定対象事案)

第九条 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)、及び事故欠勤に関する事案。
- 二 報告、答申、進達及び副申に関する事案(簡易なものに限る。)
- 三 申請、照会、回答及び通知に関する事案(簡易なものに限る。)
- 四 諸証明に関する事案(簡易なものに限る。)
- 五 文書の受理に関する事案(簡易なものに限る。)

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第六十九号

総務局	財務局	港湾局	調布飛行場管理事務所
-----	-----	-----	------------

東京都調布飛行場管理事務所処務規程(平成五年東京都訓令第四百十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第三条第一項中「、係に係長を」を削り、同条第二項中「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第四条第二項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。第五条第二項を次のように改める。

2 課長代理は、所長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、所長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもって所長に報告するものとする。

第五条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第六条第一号中「こと」の下に「(課長代理の権限に属するものを除く。)」を加え、同条に次の二号を加える。

九 諸証明に関すること。

十 文書の受理に関すること。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とする。

第七条中「前条の規定により所長」を「前二条の規定により所長又は課長代理」に改め、同条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(課長代理の決定対象事案)

第七条 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)及び事故欠勤に関すること。
- 二 飛行場並びに飛行場内の土地、建物及び設備の使用の許可に関すること(簡易なものに限る。)

三 報告、答申、進達及び副申に関すること(簡易なものに限る。)

四 申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること(簡易なものに限る。)

五 諸証明に関すること(簡易なものに限る。)

六 文書の受理に関すること(簡易なものに限る。)

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

発行 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 一五〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 112-0002

